

役員等の構成の変化などに関する
第19回インターネット・アンケート集計結果
(監査等委員会設置会社版)

2019年5月24日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	5
アンケート実施状況	14
回答会社属性	15
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	16
問 1-1 取締役数	16
問 1-2 監査等委員会の委員構成	17
問 1-3-1 社外監査等委員の前職又は現職	19
問 1-3-2 社外監査等委員の兼務社数	20
問 1-4 社内監査等委員の前職	21
問 1-5-1 監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職	22
問 1-5-2 監査等委員以外の社外取締役の兼務社数	23
問 1-6 社外取締役と会社との関係	24
問 1-7 女性役員の数	25
問 1-8 独立役員の出向状況	26
問 1-9 執行役員数	27
問 2-1 監査等委員会の委員長・議長	28
問 2-2 監査等委員会における議事の内容	28
問 2-3 監査等委員会規則の制定状況	29
問 3-1 監査等委員会事務局スタッフの有無	29
問 3-2 監査等委員会事務局スタッフの数	30
問 3-3 監査等委員会事務局スタッフの兼務部署	31
問 3-4 財務及び会計に関する知見を有するスタッフの有無	31
問 3-5 スタッフが有する財務及び会計に関する知見の内容	32
問 3-6 監査等委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	32
問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数	33
問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職	34
問 4-3 監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無	34
問 4-4 監査等委員会による内部監査部門等への指示等	35
問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け	36
問 4-6 内部監査部門等からの報告（平時）	37
問 4-7 内部監査部門等からの報告（有事）	38
問 4-8 監査等委員会と内部監査部門等との連携①	38
問 4-9 監査等委員会と内部監査部門等との連携②	39
問 4-10 監査等委員会と内部監査部門等との連携についての感触	39
問 5 指名委員会・報酬委員会等に相当する（諮問）機関の設置の有無	40

Ⅱ	定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について	41
問 6-1	監査等委員選任議案の有無	41
問 6-2	監査等委員選任議案の決定プロセス	41
問 6-3	監査等委員選任議案への同意の理由	42
問 7-1	退任取締役監査等委員の有無	43
問 7-2	辞任の理由	43
問 7-3	辞任の理由の開示	44
問 8	「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容	44
問 9-1	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	47
問 9-2	内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	48
問 9-3	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	50
問 9-4	事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示	50
問 10-1	監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議	51
問 10-2	監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整	51
問 10-3	監査報告における監査等委員の個別意見の付記	52
問 11-1	決算短信の作成の有無	52
問 11-2	決算短信の取締役会付議状況	52
問 11-3	決算短信の監査の有無	53
問 11-4	決算短信の監査の内容	53
問 12-1	有価証券報告書の作成の有無	54
問 12-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	54
問 12-3	有価証券報告書の提出時期	54
問 12-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	55
問 12-5	有価証券報告書の監査の有無	55
問 12-6	有価証券報告書の監査の内容	56
問 13-1	株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無	57
問 13-2	株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無	57
問 13-3	株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容	58
問 13-4	株主総会における監査等委員会に関連した質問への回答	59
Ⅲ	取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について	60
問 14-1	取締役会の年間の開催数及び議案数	60
問 14-2	取締役会付議事項	60
問 14-3	取締役会の平均所要時間	61
問 14-4	取締役会の運営の変化	62
問 14-5	取締役会における監査等委員の発言状況	63
問 14-6	取締役会における監査等委員の発言内容	64
問 15-1	取締役会以外で出席する会議	65
問 15-2	経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響	66
問 15-3	出席する委員会	67
問 16-1	個別事象に対する監査等委員の対応	68

問 16-2	社長・経営トップとの対話機会	69
問 16-3	業務執行取締役との情報共有	70
問 16-4	監査等委員でない社外取締役との連携	71
問 16-5	監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度	72
問 17-1	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無	73
問 17-2	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期	73
問 17-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	74
問 17-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	74
問 17-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	75
問 17-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	75
問 17-7	会計監査人選任議案の決定プロセス	76
問 17-8	会計監査人の選任又は再任	77
問 17-9-1	会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等	77
問 17-9-2	会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼	78
問 17-9-3	会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定	78
問 17-10	会計監査人の評価基準	79
問 18-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	80
問 18-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	81
問 19-1	監査等委員会への報告体制	82
問 19-2	監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制	82
問 19-3	監査等委員会の費用等に係る体制	83
問 19-4	内部通報制度	84
問 19-5	監査等委員会への通報窓口の有無	84
問 20-1	監査等委員の報酬等の制度	85
問 20-2	監査等委員への賞与の支給の有無	85
問 20-3	監査等委員の年額報酬額	86
問 20-4	常勤監査等委員の月額報酬レベル	91
IV 会社法改正の影響について		92
問 21-1	責任限定契約①	92
問 21-2	責任限定契約②	92
V コーポレートガバナンス・コードへの対応		93
問 22	コーポレートガバナンス・コードによる変化	93
問 23	監査等委員会の実効性評価	94

総括

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で9.37人と微減しており、個社の取締役人数は分散の傾向にある。また、社外取締役の平均人数は3.16人と前回より微増している(問1-1)。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では7.58人、指名委員会等設置会社では10.26人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる(監査役(会)設置会社版問1-1②、指名委員会等設置会社版問1-1)。
- 監査等委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で28.6%、次に「大株主の役職員」が13.6%となっている。社外監査等委員の場合に最も多かった「公認会計士又は税理士」(26.2%)や「弁護士」(23.0%)は、それぞれ7.6%、11.0%と少なくなっている。「会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で58.4%、監査役(会)設置会社の社外取締役で25.2%となっており、それぞれ最も多いが、監査委員以外の社外取締役がすべての機関設計において最多となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役(会)設置会社の社外取締役は、「弁護士」や「大株主の役職員」が一定数を占めており、監査等委員会設置会社に移行する前の状況にある程度引き継いでいるものと思われる(問1-5-1、監査役(会)設置会社版問1-4-1、指名委員会等設置会社版問1-8-1)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目の中では、「会社と全く無関係」が最も多く、前回から0.7ポイント増加し38.8%となった。他方、「会社の資本・取引関係」は前回から2.1ポイント減少し20.5%、また「CEO・役員の個人的知己・友人」も前回から1.8ポイント増加し16.7%と一定数を占めている。前者は監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「会社の資本・取引関係」が10.9%、「CEO・役員の個人的知己・友人」も6.3%であることを考えると、引き続き独立性が懸念される(問1-6、監査役(会)版問1-4-2、指名委員会等設置会社版問1-9)。
- 「女性役員がいる」が前回から6.3ポイント増加して33.9%となっているものの、監査役(会)設置会社よりやや多い程度であり、81.0%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない。なお、内訳としては「非常勤社外の監査等委員」の割合が62.8%と最も多く、指名委員会等設置会社の監査委員と同じ傾向を示している(指名委員会等設置会社では66.7%)。一方、監査役(会)設置会社では「社内取締役」が32.6%と最も多くなっている。「業務執行取締役」が22.5%であり、ほとんどが社外役員で社内昇格者は少ない指名委員会等設置会社とは異なり、社内取締役が多く存在している監査役(会)設置会社に近い(問1-1 女性役員の人数③、監査役(会)設置会社版問1-1 女性役員の人数③、指名委員会等設置会社版問1-1 女性役員の人数④)。
- 独立役員として届け出た社外取締役については、前回同様、独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員である。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にあるが、指名委員会等設置会社とは異なり委員会が一つであることも影響していると考えられる(問1-8②、監査役(会)設置会社版問1-5②、指名委員会等設置会社版問1-10)。
- 執行役員制度を採用している会社は全体で前回から2.7ポイント減少し70.1%、上場会社では前回から2.4%減少し71.5%となっている。全体では監査役(会)設置会社(62.5%)より7.6ポイント多いが、傾向には大きな差はない(問1-9、監査役(会)設置会社版問1-6①)。

2. 監査等委員会をめぐる状況

- 社内常勤監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が全体で1.0ポイント減少したものの、64.6%と前回同様最も多い。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7割以上の社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会等設置会社とは異なり、傾向としては社内常勤監査役が7割以上を占める監査役(会)設置会社に近い(問2-1、監査役(会)設置会社版

問2-1、指名委員会等設置会社版問2-1)。

- 全体としての監査等委員総数は3.44人、社外監査等委員の構成比は76.5%であり、前回とほぼ同様である。なお、社外監査役の構成比(全体58.9%、上場会社67.6%)よりも多く、社外監査委員の構成比の78.1%とほぼ同じである。常勤の監査等委員の全体平均人数は1.04人と前回とほぼ同じである。(問1-2、監査役(会)設置会社版問1-1監査役数①、指名委員会等設置会社版問1-2)。
- 社外監査等委員の前職・現職としては、前回同様「公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で26.2%となった。これに「弁護士」が23.0%、「会社と無関係な会社の役職員」が21.4%で続いている。非上場会社では、前回同様「会社と無関係な会社の役職員」が最も多くなっている(30.4%)。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、社外監査委員の現職もしくは前職が「会社と無関係な会社の役職員」、「公認会計士又は税理士」、「弁護士」と順番が異なる(問1-3-1、監査役(会)設置会社版問1-2-1、指名委員会等設置会社版問1-6-1)。
- 社内監査等委員の前職は「監査役」が最も多いが、5.8ポイント減少して30.9%となっている。機関設計変更の際にも、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる。今後は監査等委員会設置会社に移行後に新たに選任されるケースも増えてくると思われ、監査役以外の役職者が選任される傾向は強まると思われる(問1-4)。
- 監査等委員会事務局スタッフを置いている会社は半数を超えており、前回から1.7ポイント増加して54.8%となった。前回と異なり、全会社区分において増加している。42.7%の監査役(会)設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が90.5%の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある(問3-1、監査役(会)設置会社版問3-1、指名委員会等設置会社版問3-1①)。この点は監査等委員会における議事原案作成者にも表れており、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が8割を超えるのに対し、社内監査役が6割以上を占め、監査役会事務局が2割強の監査役(会)設置会社に傾向としては近い(問2-2、監査役(会)設置会社版問2-2、指名委員会等設置会社版問2-2)。
- 監査等委員会事務局スタッフの設置状況については、兼任スタッフのみの会社が約7割を占めている。各選択肢とも監査役(会)設置会社とほぼ同じであり、専属スタッフが71.4%の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる(問3-2①、監査役(会)設置会社版問3-2①、指名委員会等設置会社版問3-1②)。
- 監査等委員会事務局スタッフの兼務部署については、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から5.5ポイント増加し、63.6%となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)設置会社の場合と同様であり、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあるが、内部監査部門系のスタッフとの兼務が他の部門の兼務と比べて著しく多い点では指名委員会等設置会社とも共通している(問3-3、監査役(会)設置会社版問3-3、指名委員会等設置会社版問3-2)。
- 指名委員会・報酬委員会等に相当する機関については、設置されていない会社が全体の66.5%と最も多いが、前回から9.2ポイント減少した。改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応の影響がうかがわれるが、監査役(会)設置会社(設置されていない会社が全体の80.7%)との差が広がっている(問5、監査役(会)設置会社版問5)。

3. 内部監査部門等の体制

- 前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており(全体で99.0%)、監査役(会)設置会社(86.0%)よりは、指名委員会等設置会社(100%)に近い傾向にある(問4-1①、監査役(会)設置会社版問4-1①、指名委員会等設置会社版問4-1)。
- 内部監査部門スタッフの平均人数は全体で5.05人であり、前回から0.46人の増加となっている。指名委員会等設置会社の場合(25.26人)には及ばず、監査役(会)設置会社の場合(4.98人)とほぼ同等である(問4-1②、監査役(会)設置会社版問4-1②、指名委員会等設置会社版問4-1)。
- 監査等委員による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無について、全体では人事同意

権を有する会社の比率は3.1ポイント増加しており、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社が全体の過半数(58.7%)を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、38.1%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は6.2%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社(39.6%)、指名委員会等設置会社(50.0%)よりも高い比率を示している(問4-3、監査役(会)設置会社版問4-3、指名委員会等設置会社版問4-3)。

- 監査等委員による内部監査部門等への指示等については、前回同様、過半数の会社において社内規則で権限が規定されており(60.2%)、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の70.9%を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は36.0%で、指名委員会等設置会社では69.1%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で65.8%、指名委員会等設置会社で71.4%と、比率については機関設計ごとの差がほとんどなくなっている(問4-4、監査役(会)設置会社版問4-4、指名委員会等設置会社版問4-4)。
- 内部監査部門等の組織上の位置付けについては、すべての区分において「社長に直属している」が大半を占め、大会社以外では90.8%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では76.6%で、指名委員会等設置会社では59.5%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている(問4-5、監査役(会)設置会社版問4-5、指名委員会等設置会社版問4-5)。
- 内部監査部門等からの報告体制については、大半の会社で平時と有事のいずれの場合にも何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する報告がなされているが、有事の場合は、取締役会には報告がなされず、監査等委員会にのみ報告がなされる会社が13.0%あった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、平時は指名委員会等設置会社ではほとんどの会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役(会)への報告は77.9%である。また、有事の場合の監査役(会)のみへの報告は7.8%で、監査委員会のみへの報告は26.2%であり、監査等委員会設置会社はいずれの場合も中間に位置付けられる(問4-6、4-7、監査役(会)設置会社版問4-6、4-7、指名委員会等設置会社版問4-6、4-7)。
- 監査等委員会と内部監査部門等との連携については、何らかの形で調整を行っている会社は前回から1.9ポイント増加して89.3%となっている。監査役(会)設置会社では83.4%、指名委員会等設置会社では85.7%となっており、その他の数値も含め傾向にほとんど違いは見られない(問4-8、監査役(会)設置会社版問4-8、指名委員会等設置会社版問4-8)。
- 監査等委員会と内部監査部門等との連携の感触については、「満足している」が88.3%を占めている。監査役(会)設置会社では83.4%、指名委員会等設置会社では90.5%であり、指名委員会等設置会社の数値が若干高いが、大きな差はない(問4-10、監査役(会)設置会社版問4-10、指名委員会等設置会社版問4-10)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

1. 監査等委員選任議案の決定プロセスへの関与状況

- 監査等委員選任議案の決定プロセスについては、「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で前回から0.3ポイント増加して86.0%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢が合わせて前回から0.8ポイント増加して22.8%である。監査役(会)設置会社の場合(それぞれ81.2%、16.1%)とほとんど傾向に違いはない(問6-2、監査役(会)設置会社版問6-2)。
- 選任議案への同意の理由については、「弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」が前回から3.7ポイント増加して全体の62.4%と最も多く、「会計・財務に関する知見を有するから」と「会社の状況に通じているから」と拮抗している。これは、「会社の状況に通じているから」が最も多い監査役(会)設置会社の場合と大きく異なっている(問6-3、監査役(会)設置会社版問6-3)。

2. 任期途中における監査等委員の辞任の有無とその理由

- 任期途中での監査等委員の辞任等は、「なかった」の比率が6.6ポイント減少して69.9%となり、監査役(会)設置会社(68.0%)とほとんど差がなくなった。「任期満了での退任があった」が監査役(会)設置会社より10ポイント以上多い一方、「任期途中での辞任があった」が10ポイント以上少ないのは、両者の任期の差によるものと思われる(問7-1、監査役(会)設置会社版問7-1)。なお、辞任の理由は、回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、辞任の理由として「その他一身上の都合によるもの」が最も多い点は監査役(会)設置会社と同様である(問7-2、監査役(会)設置会社版問7-2)。
- 辞任の理由の開示については、回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、何らかの形で辞任の理由が開示されている会社の比率は0.1ポイント減少して29.1%となり、監査役(会)設置会社の場合とほぼ同様の水準となっている(問7-3、監査役(会)設置会社版問7-3)。

3. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は全体の93.7%を占めている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では89.5%、指名委員会等設置会社では97.4%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている(問8①、監査役(会)設置会社版問8-2①、指名委員会等設置会社版問5①)。また、知見者が3名以上いる会社は全体の57.9%であり、監査役(会)設置会社(48.8%)、指名委員会等設置会社(39.5%)よりも割合が大きい(問8②、監査役(会)設置会社版問8-2②、指名委員会等設置会社版問5①)。知見者としての記載の大半は社外委員であり、特に「非常勤社外監査等委員」が最も多く、7割以上を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれもほぼ同じ傾向を示している(問8③、監査役(会)設置会社版問8-2③、指名委員会等設置会社版問5②)。
- 知見者の経歴として、合計では「公認会計士・税理士等」が最も多く、前回から0.5ポイント減少して28.9%となり、「弁護士」が前回から0.3ポイント増加して17.2%、「他社の監査役経験」が前回から3.4ポイント増加して13.4%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっている傾向は前回と同様である。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「CFO等、財務部門役員」の比率が高いことを除けば、傾向に大きな変化はない(問8④、監査役(会)設置会社版問8-2④、指名委員会等設置会社版問5③)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が前回から6.6ポイント増加して、全体で57.5%と最も多いことは前回同様である。「見直しの決議を行った」が前回から8.6ポイント減少して24.5%で続いている。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であり、「見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない」の比率も大きな差は見られず、一定の比率があることは、やや気がかりである(問9-1、監査役(会)設置会社版問9-1、指名委員会等設置会社版問6-1)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目では、全体で最も多かったのが「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で前回から12.8ポイント減少して29.6%であり、前回から0.5ポイント増加した「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」がこれに並んでいる。次いで多いのは、「監査等委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」、「当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」、「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」でそれぞれ28.0%であった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、上位の項目は機関設計ごとにそれぞれ異なるものの、全体的に項目間の差が減少している傾向は

共通している(問9-2、監査役(会)設置会社版問9-2、指名委員会等設置会社版問6-2)。

- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機としては、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で2.5ポイント減少したものの47.2%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問9-3、監査役(会)設置会社版問9-3、指名委員会等設置会社版問6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「十分に記載されている」が前回から0.7ポイント減少したものの、全体で49.7%と最も多く、「ある程度記載されている」と合わせると全体の94.5%に達し、監査役(会)設置会社で94.4%、指名委員会等設置会社の100%と同じく高い数値を示している。なお、「十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では52.4%、指名委員会等設置会社では78.6%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(問9-4、監査役(会)設置会社版問9-4、指名委員会等設置会社版問6-4)。

5. 監査等委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査等委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、前回は審議回数2回の会社が最多であったが、今回は審議回数1回の会社が全体で1.1ポイント増加して42.7%となり、最多となった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数1回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では2回が最も多いが、審議会数1回と2回の差が小さいという点では監査役(会)設置会社の場合と同様である(問10-1、監査役(会)設置会社版問10-1、指名委員会等設置会社版問7-1)。また、監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整については、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体で1.6ポイント増加し75.9%と最も多い。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社67.1%、指名委員会等設置会社71.4%で、それぞれ最も多い(問10-2、監査役(会)設置会社版問10-2、指名委員会等設置会社版問7-2)。
- 監査報告書に個別意見の付記があった会社は全体の2.2%とごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(問10-3、監査役(会)設置会社版問10-3、指名委員会等設置会社版問7-3)。

6. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信の取締役会への付議状況は、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は前回から0.5ポイント減少して全体の96.3%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で96.3%、指名委員会等設置会社では89.2%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で84.5%、指名委員会等設置会社では51.4%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(問11-2、監査役(会)設置会社版問11-2、指名委員会等設置会社版問8-2)。一方、有価証券報告書については、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から2.7ポイント増加して77.6%であり、決算短信の比率には及ばないが、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で77.1%、指名委員会等設置会社では57.9%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で58.6%、指名委員会等設置会社では18.4%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(問12-2、監査役(会)設置会社版問12-2、指名委員会等設置会社版問9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で62.6%、有価証券報告書は全体で65.0%となっており、ほとんど差はなく、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同じレベルにある(問11-3、問12-5、監査役(会)設置会社版問11-3、問12-5、指名委員会等設置会社版問8-3、問9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はないが、99.0%の会社が定時株主総会

終了後に提出しており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問12-3、監査役(会)設置会社版問12-3、指名委員会等設置会社版問9-3)。

Ⅲ 取締役会等の状況と監査等委員会の日常活動について

1. 取締役会の状況等

- 取締役会の年間開催数及び議案数については、大会社以外で若干数値が多いが、すべての会社区分において開催数及び議案数に目立った差はない。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役(会)設置会社に比べて決議事項、報告事項とも6～7件程度の差があるが、上場会社ではほとんど差がない。一方、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある。また、上場会社と非上場会社で数値に差があった監査役(会)設置会社の場合と異なる傾向が出ている(問14-1、監査役(会)設置会社版問14-1、指名委員会等設置会社版問12-1)。
- 取締役会の平均所要時間は、「1時間以上～2時間未満」が前回から1.8ポイント減少したものの全体の54.6%と最も多い。監査役(会)設置会社では、「1時間以上～2時間未満」が最も多いものの、「1時間未満」との差が10ポイントに留まっている一方、指名委員会等設置会社では「2時間以上～3時間未満」が最多となっており、監査等委員会設置会社は両者の中間に位置するといえる。上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は監査役(会)設置会社ほどは見られない。(問14-3、監査役(会)設置会社版問14-3、指名委員会等設置会社版問12-2)。
- コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社は、全体で0.4ポイント増加し、前回に引き続き過半数を超えた。一方、資料の事前送付を実施している会社は全体で0.3ポイント減少しているが、社数では増加している。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化ありとする選択肢の回答がいずれも大半を占める指名委員会等設置会社とは異なり、監査役(会)設置会社の上場会社の傾向に近い。なお、監査役(会)設置会社でも上場会社で取締役会の自己評価を行っている会社の比率が増加して56.0%に達するなど数値の変化が見られており、今後の動向が注目される(問14-4、監査役(会)設置会社版問14-4、指名委員会等設置会社版問12-3)。
- 取締役会における発言については、全体の95.7%の会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役(会)設置会社の83.5%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の97.6%とほぼ同じレベルにある。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる(問14-5、監査役(会)設置会社版問14-5、指名委員会等設置会社版問12-4)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、89.4%となっている。次いで、「法令・定款への遵守性」が73.6%、3番目は「経営判断原則の履行の充分性」で60.9%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」82.9%、「法令・定款への遵守性」77.2%、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」59.9%となっており、指名委員会等設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」97.6%、「法令・定款への遵守性」88.1%、「経営判断原則の履行の充分性」と「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」がいずれも81.0%、となっており、どちらかというとなら監査役(会)設置会社と似た傾向があるといえる。また、「株主に与える影響、株主利益の視点」と「株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役(会)設置会社の場合と同様である(問14-6、監査役(会)設置会社版問14-6、指名委員会等設置会社版問12-5)。

2. 取締役会以外の会議等における監査等委員の対応

- 取締役会以外で監査等委員が出席する会議で最も多いのは「経営会議など経営に関する重要会議」であり、前回から1.3ポイント増加して全体の85.3%となっている。次いで、「各種の委員会」が前回から3.9ポイント減少して56.4%、3番目は「内部監査部門の監査報告会」で前回から0.3ポイント減少して

55.8%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して傾向に大きな違いはない。「各種の委員会」の内訳で最も多いのは「コンプライアンス委員会」で全体の72.2%、次いで「リスク管理委員会」が59.0%であり、この点については他の機関設計と同様である。「指名委員会」「報酬委員会」は、監査役(会)設置会社と同様、非設置の会社が大半を占めているが(問5)、いずれも出席の割合が3割弱あり、5%前後に留まる監査役(会)設置会社とは異なる。監査等委員会に、監査等委員でない取締役の選任等・報酬等に対する意見陳述権が付与されていることが影響しているものと思われる(問15-1、問15-3、監査役(会)設置会社版問15-1、問15-3、指名委員会等設置会社版問13-1、問13-3)。

□ 経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響について、「指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は0.2%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(問15-2、監査役(会)設置会社版問15-2、指名委員会等設置会社版問13-2)。

3. 監査等委員会の日常活動

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査等委員の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」が0.2ポイント減少したが79.5%と最も多く、「関係する取締役から事情を聞いた」が7.6ポイント減少して73.4%で続いており、大半の監査等委員が情報収集に努めている。また、「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が3.0ポイント増加して48.6%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に大きな差はない(問16-1、監査役(会)設置会社版問16-1、指名委員会等設置会社版問14-1)。
- 社長・経営トップとの対話機会については、「3~4回」が0.3ポイント減少したものの28.4%で最多となったが、全体的に数値が分散しており、対話機会の頻度には会社規模が影響しているものと思われる。全体的には、「3~4回」と「11回以上」が拮抗している点で監査役(会)設置会社と似た傾向となっている(問16-2、監査役(会)設置会社版問16-2、指名委員会等設置会社版問14-2)。
- 業務執行取締役との情報共有については、特に情報共有をしていない会社は前回から1.2ポイント増加したものの4.5%であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている点は変わらない。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が71.4%と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない(問16-3、監査役(会)設置会社版問16-3、指名委員会等設置会社版問14-3)。
- 社外取締役との連携については、前回同様、監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。他の機関設計との比較では、監査役(会)設置会社では「常勤の監査役による情報提供もしくは情報交換」が48.1%であり、監査等委員会設置会社同様に常勤者が中心的な役割を担っているが、指名委員会等設置会社では、「社外の監査委員による情報提供もしくは情報交換」もならんで28.6%と最も多い。また、監査役(会)設置会社では、「特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が34.3%と高いといった差異がある(問16-4、監査役(会)設置会社版問16-4、指名委員会等設置会社版問14-4)。なお、情報交換等の頻度については、「1~2回」が32.9%で最多となった。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しいが、全体的に監査役(会)設置会社と似た傾向にある(問16-5、監査役(会)設置会社版問16-5、指名委員会等設置会社版問14-5)。

4. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては、94.7%の会社で担当取締役等執行部門から監査等委員に事前の情報提供があったが、これは他の機関設計とほぼ同じ比率である(問17-1、監査役(会)設置会社版問17-1、指名委員会等設置会社版問15-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で80.8%となっており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様である(問17-3、監査役(会)設置会社版問17-3、指名委員会等設置会社版問15-3)。

- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」が前回から0.9ポイント増加して40.3%と最も多く、続いて多いのは「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」で35.7%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体的に監査役(会)設置会社と傾向が近く、指名委員会等設置会社は「報酬原案(当初案)が作成される前の段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」の比率が他の機関設計より低く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」の比率が他の機関設計より高くなっている(問17-2、監査役(会)設置会社版問17-2、指名委員会等設置会社版問15-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計は全体で91.9%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(問17-5、監査役(会)設置会社版問17-5、指名委員会等設置会社版問15-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が33.9%と最も多い。監査役(会)設置会社では「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」が33.6%と最も多いが、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」が拮抗している点では傾向は同じである。一方、指名委員会等設置会社では「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額については結論が出された段階」が51.5%と突出して多く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が24.2%と低くなっている(問17-4、監査役(会)設置会社版問17-4、指名委員会等設置会社版問15-4)。
- 会計監査人選任議案の決定プロセスについては、会計監査人選任議案については執行側で主導している会社が前回から0.1ポイント減少し、全体で62.8%と過半数を占めている。監査等委員会側が主導して準備している会社は前回より2.7ポイント減少し31.3%に留まっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する」が、監査役(会)設置会社で26.7%、指名委員会等設置会社で45.3%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が26.7%あることを勘案すると議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高くなることとなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(問17-7、監査役(会)設置会社版問17-7、指名委員会等設置会社版問15-7)。
- 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社における手続としては、書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が71.1%となっている。約3割の会社では依頼がないことについては、気がかりなところである。依頼がない場合の数値は監査役(会)設置会社(30.4%)、指名委員会等設置会社(31.7%)と大きな差はない。また、監査等委員会としての対応については、「監査等委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の72.7%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社の比率が61.0%とやや低い傾向にある(問17-9-2、17-9-3、監査役(会)設置会社版問17-9-2、問17-9-3、指名委員会等設置会社版問15-9-2、問15-9-3)。
- 会計監査人の評価基準については、評価基準を有する会社が全体で前回より7.5ポイント減少している。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社の比率は、監査役(会)設置会社の割合に近く、「会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」も、指名委員会等設置会社

社の2.4%よりも監査役(会)設置会社の28.0%に近い(問17-10、監査役(会)設置会社版問17-10、指名委員会等設置会社版問15-10)。

5. 監査等委員会の監査環境について

- 監査等委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から3.7ポイント減少し54.2%となっている。指名委員会等設置会社では、85.7%であり、傾向は監査役(会)設置会社と同じレベルにある。また、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では14.3%であるのに対し、監査役(会)設置会社は36.8%であり、こちらも監査役(会)設置会社と同レベルにある(問19-1、監査役(会)設置会社版問19-2、指名委員会等設置会社版問17-1)。
- 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制についても、「体制の構築も運用も十分になされている」が前回から2.1ポイント減少して全体で65.4%となっている。傾向としては監査役(会)設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が90.5%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が9.5%であるのに対し、監査役(会)設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が61.0%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が19.8%となっている(問19-2、監査役(会)設置会社版問19-3、指名委員会等設置会社版問17-2)。
- 監査等委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」は前回から0.4ポイント減少しているものの全体で84.7%と8割以上を占め、監査等委員会への報告体制(問19-1)、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制(問19-2)よりも多い。「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では88.1%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の80.3%を上回っており、中間と位置付けられる。いずれの機関設計とも高い割合を有している(問19-3、監査役(会)設置会社版問19-4、指名委員会等設置会社版問17-3)。
- 監査等委員が内部通報の窓口になっている会社は全体で1.6ポイント増加し45.8%となっている。監査役(会)設置会社よりは高く、指名委員会等設置会社と同等の比率である(それぞれ33.5%、42.9%)(問19-5、監査役(会)設置会社版問19-6、指名委員会等設置会社版問17-5)。

IV. 会社法改正に伴う各種の対応について

責任限定契約について

- 責任限定契約について、前回までは7割以上の会社で社内監査等委員も責任限定契約の対象とする規定が設けられていたが、今回は5.6ポイント減少して64.6%に留まっている(問21-1)。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、すべての会社区分において「社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から0.9ポイント増加して91.3%となっている。2番目に多いのが「社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から3.7ポイント減少して37.6%となった。また、3番目に多いのが「社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で前回から6.6ポイント増加して33.7%であった。「社外取締役」は監査役(会)設置会社で72.4%、「社外取締役(監査委員以外)」は指名委員会等設置会社で80.5%と責任限定契約を締結するケースが多い(問21-2、監査役(会)設置会社版問21-2、指名委員会等設置会社版問19-2)。

V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

- コーポレートガバナンス・コードへの対応については、「特に変化はない」は前回から9.4ポイント増加して全体で42.3%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとの回答の比率は、いずれも監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の中間に位置している(問22、監査役(会)設置会社版問22、指名委員会等設置会社版問20)。
- 監査等委員会の実効性評価については、何らかの形で評価を意識した活動が行われている会社は全体の約7割であるが、自己評価そのものを実施している会社はごく少数に留まっている。傾向としては

監査役(会)設置会社とはほぼ同様である(問23、監査役(会)設置会社版問23、指名委員会等設置会社版問22)。

アンケート実施状況

実施期間： 平成31年1月25日(金)～2月15日(金)
対象者： 当協会会員のうち監査等委員会設置会社832社
(平成31年1月25日時点の会社数)
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答
回答数： 有効回答数511社 回答率61.4%

掲載順序について

今回の調査では、「取締役数」、「女性役員の数」について問1-1で訊ねているが、本報告書においては参照の便宜のために分散して掲載している。

F1 定時総会前の会社機関構成

	2017年		2018年	
	社数	割合	社数	割合
1. 現在と同じ	416	91.2%	474	92.8%
2. 取締役会＋監査役会＋会計監査人	36	7.9%	31	6.1%
3. 取締役会＋監査役＋会計監査人	1	0.2%	2	0.4%
4. 取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	1	0.2%	1	0.2%
5. 取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	2	0.4%
6. 指名委員会等設置会社	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	2	0.4%	1	0.2%
回答社数	456	100.0%	511	100.0%

上場分類別社数

	2017年		2018年	
	社数	割合	社数	割合
上場	426	93.4%	470	92.0%
1. 一部上場	263	57.7%	290	56.8%
2. 二部上場	79	17.3%	80	15.7%
3. 札幌・福岡・セントレックス	2	0.4%	4	0.8%
4. マザーズ	17	3.7%	26	5.1%
5. ジャスダック	65	14.3%	70	13.7%
6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	30	6.6%	41	8.0%
回答社数	456	100.0%	511	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2017年		2018年	
	社数	割合	社数	割合
1. 大会社	402	88.2%	433	84.7%
2. 大会社以外	54	11.8%	77	15.1%
3. その他	0	0.0%	1	0.2%
回答社数	456	100.0%	511	100.0%

(その他は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

純粋持株会社(F3)

	2017年		2018年	
	社数	割合	社数	割合
1. 純粋持株会社である	68	14.9%	82	16.0%
2. 純粋持株会社ではない	388	85.1%	429	84.0%
回答社数	456	100.0%	511	100.0%

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問 1-1 取締役数

①取締役平均人数

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
取締役総数	9.48	9.37	9.53	9.41	8.80	8.90	9.73	9.68	7.61	7.64
うち社外取締役数	2.98	3.16	2.98	3.11	3.00	3.71	3.00	3.16	2.80	3.12
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・取締役総数平均は、全体で0.11人減少し9.37人、上場会社では0.12人減少し9.41人となっている一方、社外取締役は全体で0.18人増加し3.16人、上場会社では0.13人増加し3.11人となっているが、全体的に前回と大きな変動はない。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では7.58人、指名委員会等設置会社では10.26人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 1-1 取締役数②、指名委員会等設置会社版問 1-1 参照)。

②取締役数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1～3人	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%
4人	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5人	8 1.8%	10 2.0%	6 1.4%	9 1.9%	2 6.7%	1 2.4%	5 1.2%	4 0.9%	3 5.6%	6 7.8%
6人	25 5.5%	36 7.0%	20 4.7%	31 6.6%	5 16.7%	5 12.2%	15 3.7%	24 5.5%	10 18.5%	12 15.6%
7人	89 19.5%	83 16.2%	80 18.8%	76 16.2%	9 30.0%	7 17.1%	69 17.2%	61 14.1%	20 37.0%	22 28.6%
8人	72 15.8%	91 17.8%	68 16.0%	80 17.0%	4 13.3%	11 26.8%	66 16.4%	73 16.9%	6 11.1%	17 22.1%
9人	69 15.1%	89 17.4%	68 16.0%	83 17.7%	1 3.3%	6 14.6%	62 15.4%	77 17.8%	7 13.0%	12 15.6%
10人	58 12.7%	60 11.7%	56 13.1%	57 12.1%	2 6.7%	3 7.3%	55 13.7%	57 13.2%	3 5.6%	3 3.9%
11～15人	122 26.8%	129 25.2%	117 27.5%	122 26.0%	5 16.7%	7 17.1%	117 29.1%	124 28.6%	5 9.3%	5 6.5%
16～20人	12 2.6%	11 2.2%	11 2.6%	11 2.3%	1 3.3%	0 0.0%	12 3.0%	11 2.5%	0 0.0%	0 0.0%
21人以上	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%	1 2.4%	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	456 100.0%	511 100.0%	426 100.0%	470 100.0%	30 100.0%	41 100.0%	402 100.0%	433 100.0%	54 100.0%	77 100.0%

- ・「11～15人」が前回同様最も多いが、全体で1.6ポイント減少して25.2%となっている。移行会社が増え、業種も規模も様々であるため、分散傾向にあると思われる。

問 1-2 監査等委員会の委員構成

①監査等委員の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
常勤社内の監査等委員 数	0.80	0.76	0.80	0.77	0.73	0.59	0.85	0.83	0.43	0.35	
	23.1%	22.1%	23.1%	22.3%	20.9%	17.4%	24.3%	23.8%	13.1%	11.0%	
常勤社外の監査等委員 数	0.28	0.28	0.27	0.27	0.47	0.46	0.24	0.23	0.56	0.57	
	8.1%	8.1%	7.8%	7.8%	13.4%	13.6%	6.9%	6.6%	17.1%	18.0%	
常勤の監査等委員数合計	1.07	1.04	1.07	1.04	1.20	1.05	1.09	1.06	0.98	0.92	
	30.8%	30.2%	30.8%	30.1%	34.3%	31.0%	31.1%	30.4%	29.9%	29.0%	
非常勤社内の監査等委員 数	0.07	0.06	0.07	0.06	0.10	0.07	0.06	0.06	0.13	0.09	
	2.0%	1.7%	2.0%	1.7%	2.9%	2.1%	1.7%	1.7%	4.0%	2.8%	
非常勤社外の監査等委員 数	2.32	2.34	2.33	2.35	2.20	2.27	2.35	2.38	2.17	2.16	
	66.9%	68.0%	67.1%	68.1%	62.9%	67.0%	67.1%	68.2%	66.2%	68.1%	
非常勤の監査等委員数合計	2.39	2.41	2.40	2.41	2.30	2.34	2.41	2.43	2.30	2.25	
	68.9%	70.1%	69.2%	69.9%	65.7%	69.0%	68.9%	69.6%	70.1%	71.0%	
社外監査等委員数合計	2.60	2.63	2.60	2.62	2.67	2.73	2.59	2.61	2.72	2.73	
	74.9%	76.5%	74.9%	75.9%	76.3%	80.5%	74.0%	74.8%	82.9%	86.1%	
社内監査等委員数合計	0.87	0.82	0.87	0.83	0.83	0.66	0.91	0.88	0.56	0.44	
	25.1%	23.8%	25.1%	24.1%	23.7%	19.5%	26.0%	25.2%	17.1%	13.9%	
監査等委員数合計	3.47	3.44	3.47	3.45	3.50	3.39	3.50	3.49	3.28	3.17	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・全体としての監査等委員総数は3.44人、社外監査等委員の構成比は76.5%であり、前回とほぼ同様である。なお、社外監査役の構成比(全体 58.9%、上場会社 67.6%)よりも多く(監査役(会)設置会社版問 1-1 監査役数①参照)、社外監査委員の構成比の 78.1%とほぼ同じである(指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。

・常勤の監査等委員の全体平均人数は 1.04 人と前回とほぼ同じである。

②監査等委員人数別社数

上段:社数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2017年	2018年								
監査等委員人数	1名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	3名	305	346	282	313	23	33	263	281	42	64
		66.9%	67.7%	66.2%	66.6%	76.7%	80.5%	65.4%	64.9%	77.8%	83.1%
	4名	107	120	104	116	3	4	97	107	10	13
		23.5%	23.5%	24.4%	24.7%	10.0%	9.8%	24.1%	24.7%	18.5%	16.9%
	5名	30	32	27	29	3	3	29	32	1	0
		6.6%	6.3%	6.3%	6.2%	10.0%	7.3%	7.2%	7.4%	1.9%	0.0%
	6名以上	14	13	13	12	1	1	13	13	1	0
		3.1%	2.5%	3.1%	2.6%	3.3%	2.4%	3.2%	3.0%	1.9%	0.0%
	回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様監査等委員の人数が3名の会社が最も多く、全体で67.7%とほぼ前回と同様である。

問 1-3-1 社外監査等委員の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 親会社の役職員	14 1.2%	9 0.7%	13 1.2%	8 0.7%	1 1.3%	1 0.9%	12 1.2%	7 0.6%	2 1.4%	2 1.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	14 1.2%	25 1.9%	13 1.2%	22 1.8%	1 1.3%	3 2.7%	13 1.3%	22 1.9%	1 0.7%	3 1.4%
3. 大株主の役職員	43 3.6%	41 3.1%	39 3.5%	37 3.0%	4 5.0%	4 3.6%	38 3.7%	33 2.9%	5 3.4%	8 3.8%
4. 取引銀行の役職員	95 8.0%	83 6.2%	92 8.3%	82 6.7%	3 3.8%	1 0.9%	89 8.6%	74 6.6%	6 4.1%	9 4.3%
5. 取引先の役職員	76 6.4%	76 5.7%	69 6.2%	69 5.6%	7 8.8%	7 6.3%	68 6.5%	67 5.9%	8 5.4%	9 4.3%
6. 会社と無関係な会社の役職員	227 19.1%	287 21.4%	202 18.2%	253 20.6%	25 31.3%	34 30.4%	183 17.6%	223 19.8%	44 29.9%	63 30.0%
7. 公認会計士又は税理士	316 26.6%	351 26.2%	298 26.9%	325 26.4%	18 22.5%	26 23.2%	278 26.7%	294 26.0%	38 25.9%	56 26.7%
8. 弁護士	268 22.6%	309 23.0%	257 23.2%	288 23.4%	11 13.8%	21 18.8%	247 23.8%	276 24.4%	21 14.3%	33 15.7%
9. 大学教授	35 2.9%	41 3.1%	33 3.0%	40 3.3%	2 2.5%	1 0.9%	29 2.8%	37 3.3%	6 4.1%	4 1.9%
10. 官公庁	33 2.8%	43 3.2%	32 2.9%	40 3.3%	1 1.3%	3 2.7%	31 3.0%	39 3.5%	2 1.4%	4 1.9%
11. その他	66 5.6%	77 5.7%	59 5.3%	66 5.4%	7 8.8%	11 9.8%	52 5.0%	57 5.0%	14 9.5%	19 9.0%
合計人数	1,187 100.0%	1,342 100.0%	1,107 100.0%	1,230 100.0%	80 100.0%	112 100.0%	1,040 100.0%	1,129 100.0%	147 100.0%	210 100.0%

- ・前回同様「7. 公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で 26.2%となった。これに「8. 弁護士」が 23.0%、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が 21.4%で続いている。
- ・非上場会社では、前回同様「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多くなっている(30.4%)。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「7. 公認会計士又は税理士」、「8. 弁護士」、「6. 会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、社外監査委員の現職もしくは前職が「6. 会社と無関係な会社の役職員」、「7. 公認会計士又は税理士」、「8. 弁護士」と順番が異なる(監査役(会)設置会社版問 1-2-1、指名委員会等設置会社版問 1-6-1参照)。

問 1-3-2 社外監査等委員の兼務社数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
0社	554	593	524	549	30	44	497	511	57	80
	50.5%	47.7%	50.9%	48.2%	44.1%	41.9%	51.3%	48.8%	43.8%	41.7%
1社	304	346	280	320	24	26	266	296	38	50
	27.7%	27.8%	27.2%	28.1%	35.3%	24.8%	27.5%	28.2%	29.2%	26.0%
2社	132	168	125	149	7	19	121	141	11	27
	12.0%	13.5%	12.1%	13.1%	10.3%	18.1%	12.5%	13.5%	8.5%	14.1%
3社	53	76	49	69	4	7	46	63	7	13
	4.8%	6.1%	4.8%	6.1%	5.9%	6.7%	4.8%	6.0%	5.4%	6.8%
4社	23	27	23	23	0	4	20	19	3	8
	2.1%	2.2%	2.2%	2.0%	0.0%	3.8%	2.1%	1.8%	2.3%	4.2%
5社以上	32	33	29	28	3	5	18	18	14	14
	2.9%	2.7%	2.8%	2.5%	4.4%	4.8%	1.9%	1.7%	10.8%	7.3%
合計人数	1,098	1,243	1,030	1,138	68	105	968	1,048	130	192
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・兼務先を持っていない社外監査等委員の比率が2.8ポイント減少し47.7%と過半数を割り込んだ。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社外監査役では全体で半数弱(47.5%)が兼務先を持っておらず、86.5%が兼務先2社までとなっているのに対し、社外監査委員の場合は35.2%が兼務先を持っておらず、82.8%が兼務先2社までとなっている(監査役(会)設置会社版問1-2-2、指名委員会等設置会社版問1-6-2参照)。傾向としては監査役(会)設置会社に近い数値が出ている。

問 1-4 社内監査等委員の前職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 会長・副会長	2 0.5%	0 0.0%	2 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2. 社長	7 1.8%	6 1.4%	7 1.9%	6 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.9%	4 1.0%	0 0.0%	2 5.9%
3. 副社長	5 1.3%	6 1.4%	5 1.4%	6 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	5 1.4%	6 1.6%	0 0.0%	0 0.0%
4. 専務・常務	52 13.2%	53 12.7%	49 13.2%	48 12.3%	3 12.0%	5 18.5%	50 13.7%	52 13.6%	2 6.7%	1 2.9%
5. 上記 1~4 以 外の取締役	52 13.2%	64 15.3%	49 13.2%	61 15.6%	3 12.0%	3 11.1%	48 13.2%	56 14.6%	4 13.3%	8 23.5%
6. 監査役	145 36.7%	129 30.9%	138 37.3%	124 31.8%	7 28.0%	5 18.5%	134 36.7%	121 31.6%	11 36.7%	8 23.5%
7. 執行役(員)	41 10.4%	53 12.7%	38 10.3%	49 12.6%	3 12.0%	4 14.8%	41 11.2%	51 13.3%	0 0.0%	2 5.9%
8. 相談役・顧問・ 嘱託	4 1.0%	10 2.4%	4 1.1%	9 2.3%	0 0.0%	1 3.7%	4 1.1%	10 2.6%	0 0.0%	0 0.0%
9. 監査関係部長 等	19 4.8%	23 5.5%	18 4.9%	23 5.9%	1 4.0%	0 0.0%	16 4.4%	18 4.7%	3 10.0%	5 14.7%
10. 監査関係以 外の部長等	45 11.4%	48 11.5%	41 11.1%	44 11.3%	4 16.0%	4 14.8%	41 11.2%	46 12.0%	4 13.3%	2 5.9%
11. その他	23 5.8%	25 6.0%	19 5.1%	20 5.1%	4 16.0%	5 18.5%	17 4.7%	19 5.0%	6 20.0%	6 17.6%
合計人数	395 100.0%	417 100.0%	370 100.0%	390 100.0%	25 100.0%	27 100.0%	365 100.0%	383 100.0%	30 100.0%	34 100.0%

・「6. 監査役」が最も多いが、5.8ポイント減少して30.9%となっている。機関設計変更の際にも、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる。今後は監査等委員会設置会社に移行後に新たに選任されるケースも増えてくると思われ、監査役以外の役職者が選任される傾向は強まると思われる。

問 1-5-1 監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 親会社の役職員	31 10.7%	16 4.5%	31 11.4%	10 3.3%	0 0.0%	6 11.8%	31 11.4%	16 5.2%	0 0.0%	0 0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	8 2.8%	10 2.8%	8 2.9%	7 2.3%	0 0.0%	3 5.9%	4 1.5%	10 3.2%	4 22.2%	0 0.0%
3. 大株主の役職員	33 11.4%	48 13.6%	30 11.0%	36 11.9%	3 18.8%	12 23.5%	30 11.1%	37 12.0%	3 16.7%	11 25.0%
4. 取引銀行の役職員	8 2.8%	8 2.3%	7 2.6%	7 2.3%	1 6.3%	1 2.0%	8 3.0%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%
5. 取引先の役職員	24 8.3%	36 10.2%	24 8.8%	34 11.3%	0 0.0%	2 3.9%	24 8.9%	31 10.0%	0 0.0%	5 11.4%
6. 会社と無関係な会社の役職員	78 27.0%	101 28.6%	73 26.7%	91 30.1%	5 31.3%	10 19.6%	73 26.9%	94 30.4%	5 27.8%	7 15.9%
7. 公認会計士又は税理士	32 11.1%	27 7.6%	29 10.6%	25 8.3%	3 18.8%	2 3.9%	31 11.4%	25 8.1%	1 5.6%	2 4.5%
8. 弁護士	30 10.4%	39 11.0%	27 9.9%	36 11.9%	3 18.8%	3 5.9%	26 9.6%	34 11.0%	4 22.2%	5 11.4%
9. 大学教授	22 7.6%	28 7.9%	21 7.7%	25 8.3%	1 6.3%	3 5.9%	22 8.1%	26 8.4%	0 0.0%	2 4.5%
10. 官公庁	9 3.1%	8 2.3%	9 3.3%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	9 3.3%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%
11. その他	14 4.8%	32 9.1%	14 5.1%	23 7.6%	0 0.0%	9 17.6%	13 4.8%	20 6.5%	1 5.6%	12 27.3%
合計人数	289	353	273	302	16	51	271	309	18	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で28.6%、次に「3. 大株主の役職員」が13.6%となっている。
- ・社外監査等委員の場合に最も多かった「7. 公認会計士又は税理士」(26.2%)や「8. 弁護士」(23.0%)は、それぞれ7.6%、11.0%と少なくなっている(問 1-3-1 参照)。
- ・「6. 会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で58.4%、監査役(会)設置会社の社外取締役で25.2%となっており、それぞれ最も多いが、監査委員以外の社外取締役がすべての機関設計において最多となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役(会)設置会社の社外取締役は、「8. 弁護士」や「3. 大株主の役職員」が一定数を占めており、監査等委員会設置会社に移行する前の状況にある程度引き継いでいるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 1-4-1、指名委員会等設置会社版問 1-8-1参照)。

問 1-5-2 監査等委員以外の社外取締役の兼務社数

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
0社	113	128	107	112	6	16	111	109	2	19
	51.1%	39.1%	51.2%	39.2%	50.0%	39.0%	51.4%	37.7%	40.0%	50.0%
1社	49	102	47	92	2	10	48	95	1	7
	22.2%	31.2%	22.5%	32.2%	16.7%	24.4%	22.2%	32.9%	20.0%	18.4%
2社	40	55	38	49	2	6	39	49	1	6
	18.1%	16.8%	18.2%	17.1%	16.7%	14.6%	18.1%	17.0%	20.0%	15.8%
3社	12	24	11	17	1	7	12	20	0	4
	5.4%	7.3%	5.3%	5.9%	8.3%	17.1%	5.6%	6.9%	0.0%	10.5%
4社	3	12	2	10	1	2	3	10	0	2
	1.4%	3.7%	1.0%	3.5%	8.3%	4.9%	1.4%	3.5%	0.0%	5.3%
5社以上	4	6	4	6	0	0	3	6	1	0
	1.8%	1.8%	1.9%	2.1%	0.0%	0.0%	1.4%	2.1%	20.0%	0.0%
合計人数	221	327	209	286	12	41	216	289	5	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・社外監査等委員の場合と同様、兼務先を持たない監査等委員以外の社外取締役の割合が最も多いが、12.0ポイント減少して過半数を割り込んでいる。なお、兼務先の数が2社までがほとんどである。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社外監査等委員の場合と同様、傾向としては監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 1-4-3、指名委員会等設置会社版問 1-8-2 参照)。

問 1-6 社外取締役と会社との関係

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. CEO・役員の個人的知己・友人	202 14.9%	270 16.7%	180 14.2%	245 16.8%	22 24.4%	25 16.4%	173 14.3%	220 16.1%	29 19.2%	49 20.4%
2. CEO・役員の血縁者	1 0.1%	3 0.2%	1 0.1%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%
3. 会社の資本・取引関係	307 22.6%	331 20.5%	289 22.8%	290 19.8%	18 20.0%	41 27.0%	285 23.6%	291 21.2%	22 14.6%	40 16.7%
4. 日本経団連等財界活動	7 0.5%	7 0.4%	7 0.6%	7 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	7 0.6%	7 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	26 1.9%	19 1.2%	21 1.7%	17 1.2%	5 5.6%	2 1.3%	24 2.0%	18 1.3%	2 1.3%	1 0.4%
6. 日本弁護士連合会等	104 7.7%	115 7.1%	102 8.0%	111 7.6%	2 2.2%	4 2.6%	97 8.0%	105 7.7%	7 4.6%	10 4.2%
7. その他諸団体	41 3.0%	40 2.5%	41 3.2%	36 2.5%	0 0.0%	4 2.6%	39 3.2%	39 2.8%	2 1.3%	1 0.4%
8. 人材派遣業等の紹介	24 1.8%	33 2.0%	24 1.9%	29 2.0%	0 0.0%	4 2.6%	19 1.6%	27 2.0%	5 3.3%	6 2.5%
9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係	517 38.1%	626 38.8%	476 37.5%	572 39.2%	41 45.6%	54 35.5%	450 37.3%	522 38.1%	67 44.4%	102 42.5%
10. その他	129 9.5%	169 10.5%	127 10.0%	151 10.3%	2 2.2%	18 11.8%	112 9.3%	138 10.1%	17 11.3%	31 12.9%
合計人数	1,358 100.0%	1,613 100.0%	1,268 100.0%	1,461 100.0%	90 100.0%	152 100.0%	1,207 100.0%	1,370 100.0%	151 100.0%	240 100.0%

・「9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係」が最も多く、前回から0.7ポイント増加し38.8%となった。「3. 会社の資本・取引関係」は前回から2.1ポイント減少し20.5%となっている。また「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も前回から1.8ポイント増加し16.7%と一定数を占めている。選択肢3は監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「3. 会社の資本・取引関係」が10.9%、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も6.3%であることを考えると引き続き独立性が懸念される(監査役(会)設置会社版問1-4-2、指名委員会等設置会社版問1-9参照)。

問 1-1 女性役員の人数

①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
女性役員がいる	126	173	117	159	9	14	105	149	21	24
	27.6%	33.9%	27.5%	33.8%	30.0%	34.1%	26.1%	34.4%	38.9%	30.8%
女性役員は いない	330	338	309	311	21	27	297	284	33	54
	72.4%	66.1%	72.5%	66.2%	70.0%	65.9%	73.9%	65.6%	61.1%	69.2%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	78
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「女性役員がいる」が前回から 6.3 ポイント増加して 33.9%となっているものの、監査役(会)設置会社よりやや多い程度であり、81.0%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない(監査役(会)設置会社版問 1-1 女性役員の人数①、指名委員会等設置会社版問 1-1 女性役員の人数①参照)。

②女性役員数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
0人	330	338	309	311	21	27	297	284	33	54
	72.4%	66.1%	72.5%	66.2%	70.0%	65.9%	73.9%	65.6%	61.1%	69.2%
1人	100	124	91	115	9	9	83	107	17	17
	21.9%	24.3%	21.4%	24.5%	30.0%	22.0%	20.6%	24.7%	31.5%	21.8%
2人	17	41	17	36	0	5	13	35	4	6
	3.7%	8.0%	4.0%	7.7%	0.0%	12.2%	3.2%	8.1%	7.4%	7.7%
3人以上	9	8	9	8	0	0	9	7	0	1
	2.0%	1.6%	2.1%	1.7%	0.0%	0.0%	2.2%	1.6%	0.0%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	78
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員を複数置く会社は、前回から 3.9 ポイント増加して全体で 9.6%となっている。

③女性役員の属性

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 社外取締役 (監査等委員 以外)	16 9.8%	22 9.5%	16 10.3%	21 9.9%	0 0.0%	1 5.3%	15 10.8%	22 11.1%	1 4.0%	0 0.0%
2. 業務執行 取締役	43 26.2%	52 22.5%	38 24.5%	48 22.6%	5 55.6%	4 21.1%	33 23.7%	39 19.6%	10 40.0%	13 40.6%
3. 常勤社内の監 査等委員(監査 役、監査委員)	7 4.3%	6 2.6%	6 3.9%	6 2.8%	1 11.1%	0 0.0%	5 3.6%	4 2.0%	2 8.0%	2 6.3%
4. 常勤社外の監 査等委員(監査 役、監査委員)	3 1.8%	3 1.3%	3 1.9%	2 0.9%	0 0.0%	1 5.3%	2 1.4%	0 0.0%	1 4.0%	3 9.4%
5. 非常勤社内の 監査等委員(監 査役、監査委員)	2 1.2%	3 1.3%	1 0.6%	1 0.5%	1 11.1%	2 10.5%	1 0.7%	2 1.0%	1 4.0%	1 3.1%
6. 非常勤社外の 監査等委員(監 査役、監査委員)	93 56.7%	145 62.8%	91 58.7%	134 63.2%	2 22.2%	11 57.9%	83 59.7%	132 66.3%	10 40.0%	13 40.6%
合計人数	164 100.0%	231 100.0%	155 100.0%	212 100.0%	9 100.0%	19 100.0%	139 100.0%	199 100.0%	25 100.0%	32 100.0%

・「6. 非常勤社外の監査等委員」の割合が 62.8%と最も多く、指名委員会等設置会社の監査委員と同じ傾向を示している(指名委員会等設置会社では 66.7%)。一方、監査役(会)設置会社では「社内取締役」が 32.6%と最も多くなっている。

・「2. 業務執行取締役」が 22.5%であり、ほとんどが社外役員で社内昇格者は少ない指名委員会等設置会社とは異なり、社内取締役が多く存在している監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 1-1 女性役員の人数③、指名委員会等設置会社版問 1-1 女性役員の人数④参照)。

問 1-8 独立役員の届出状況

①独立役員届出人数(上場会社)

(社数)	全体(上場会社)				大会社				大会社以外			
	2017年		2018年		2017年		2018年		2017年		2018年	
届け出あり	421	98.8%	463	98.5%	385	98.7%	410	98.6%	36	100.0%	53	98.1%
1人	23	5.4%	25	5.3%	21	5.4%	21	5.0%	2	5.6%	4	7.4%
2人	176	41.3%	176	37.4%	162	41.5%	158	38.0%	14	38.9%	18	33.3%
3人	160	37.6%	166	35.3%	144	36.9%	142	34.1%	16	44.4%	24	44.4%
4人	48	11.3%	68	14.5%	44	11.3%	61	14.7%	4	11.1%	7	13.0%
5人	9	2.1%	19	4.0%	9	2.3%	19	4.6%	0	0.0%	0	0.0%
6人以上	5	1.2%	9	1.9%	5	1.3%	9	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
届け出なし	5	1.2%	7	1.5%	5	1.3%	6	1.4%	0	0.0%	1	1.9%
回答社数	426	100.0%	470	100.0%	390	100.0%	416	100.0%	36	100.0%	54	100.0%

②独立役員届出人数平均(上場会社)

(平均人数)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
監査等委員	2.30	2.33	2.29	2.32	2.39	2.39
監査等委員以外の社外取締役	0.34	0.43	0.35	0.46	0.22	0.20
届出人数合計	2.64	2.76	2.64	2.78	2.61	2.59

・前回同様、独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員である。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にあるが、指名委員会等設置会社とは異なり委員会が一つであることも影響していると考えられる(監査役(会)設置会社版問 1-5②、指名委員会等設置会社版問 1-10 参照)。

問 1-9 執行役員数

①執行役員制度導入状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
執行役員制度あり	332	358	315	336	17	22	300	318	32	39
	72.8%	70.1%	73.9%	71.5%	56.7%	53.7%	74.6%	73.4%	59.3%	50.6%
取締役兼務者あり	208	227	201	211	7	16	196	211	12	16
	45.6%	44.4%	47.2%	44.9%	23.3%	39.0%	48.8%	48.7%	22.2%	20.8%
取締役兼務者なし	124	131	114	125	10	6	104	107	20	23
	27.2%	25.6%	26.8%	26.6%	33.3%	14.6%	25.9%	24.7%	37.0%	29.9%
執行役員制度なし	124	153	111	134	13	19	102	115	22	38
	27.2%	29.9%	26.1%	28.5%	43.3%	46.3%	25.4%	26.6%	40.7%	49.4%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・執行役員制度を採用している会社は全体で前回から2.7ポイント減少し70.1%、上場会社では前回から2.4%減少し71.5%となっている。全体では監査役(会)設置会社(62.5%)より7.6ポイント多いが、傾向には大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 1-6①参照)。

②執行役員数平均

(人数)		全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
		2017年	2018年								
執行役員制度がある会社(全体)	執行役員総数平均	9.95	10.14	9.71	9.71	14.29	16.82	10.48	10.79	4.97	5.08
	内、取締役兼務者のいる会社	12.82	13.04	12.25	12.36	29.29	22.00	13.17	13.49	7.17	7.13
	内、取締役兼務数平均	4.57	4.29	4.53	4.28	5.57	4.38	4.66	4.37	3.00	3.19

・執行役員の平均人数は10.14人であり、監査役(会)設置会社(10.18人)とほとんど差はない(監査役(会)設置会社版問 1-6②参照)。

問 2-1 監査等委員会の委員長・議長

上段:社数 下段:比率	全体		上場会社		非上場会社		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 社外常勤監査等 委員	110 24.1%	119 23.3%	97 22.8%	104 22.1%	13 43.3%	15 36.6%	80 19.9%	80 18.5%	30 55.6%	39 50.6%
2. 社外非常勤監査 等委員	43 9.4%	56 11.0%	40 9.4%	49 10.4%	3 10.0%	7 17.1%	41 10.2%	45 10.4%	2 3.7%	10 13.0%
3. 社内常勤監査等 委員	299 65.6%	330 64.6%	285 66.9%	311 66.2%	14 46.7%	19 46.3%	277 68.9%	303 70.0%	22 40.7%	27 35.1%
4. 社内非常勤監査 等委員	3 0.7%	6 1.2%	3 0.7%	6 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.7%	5 1.2%	0 0.0%	1 1.3%
5. 特に定めていない	1 0.2%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	456 100.0%	511 100.0%	426 100.0%	470 100.0%	30 100.0%	41 100.0%	402 100.0%	433 100.0%	54 100.0%	77 100.0%

- ・社内常勤監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が全体で 1.0 ポイント減少したものの、前回同様 64.6%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7 割以上の社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会等設置会社とは異なっており、傾向としては社内常勤監査役が 7 割以上を占める監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 2-1、指名委員会等設置会社版問 2-1 参照)。

問 2-2 監査等委員会における議事の原案作成者(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 社内監査等 委員	287 62.9%	314 61.4%	271 63.6%	297 63.2%	16 53.3%	17 41.5%	264 65.7%	285 65.8%	23 42.6%	29 37.7%
2. 社外監査等 委員	120 26.3%	126 24.7%	108 25.4%	107 22.8%	12 40.0%	19 46.3%	89 22.1%	84 19.4%	31 57.4%	42 54.5%
3. 監査等委員 会事務局	118 25.9%	139 27.2%	114 26.8%	127 27.0%	4 13.3%	12 29.3%	116 28.9%	125 28.9%	2 3.7%	13 16.9%
4. 執行事務局	4 0.9%	13 2.5%	4 0.9%	9 1.9%	0 0.0%	4 9.8%	4 1.0%	11 2.5%	0 0.0%	2 2.6%
5. その他	3 0.7%	5 1.0%	3 0.7%	5 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.7%	5 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・監査等委員会における議事の原案作成者は前回同様「1. 社内監査等委員」が最も多く 6 割以上を占めている。「3. 監査等委員会事務局」は 3 割弱である点も前回同様である。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が 8 割を超えるのに対し、社内監査役が 6 割以上を占め、監査役会事務局が 2 割強の監査役(会)設置会社に傾向としては近い(監査役(会)設置会社版問 2-2、指名委員会等設置会社版問 2-2 参照)。

問 2-3 監査等委員会規則の制定状況(新設)

上段：社数 下段：比率	2018年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 協会ひな型に準拠している	232	217	15	193	38
	45.4%	46.2%	36.6%	44.6%	49.4%
2. 協会ひな型をベースにしているが、自社の状況に応じて変更を加えている	261	237	24	223	38
	51.1%	50.4%	58.5%	51.5%	49.4%
3. 独自様式で制定している	14	12	2	13	1
	2.7%	2.6%	4.9%	3.0%	1.3%
4. 制定していない	3	3	0	3	0
	0.6%	0.6%	0.0%	0.7%	0.0%
5. その他	1	1	0	1	0
	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
回答社数	511	470	41	433	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・ほとんどの会社で協会ひな型が参考にされている。独自様式で制定されている会社の割合がごくわずかであるという点では、傾向としては指名委員会等設置会社よりも監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 2-3、指名委員会等設置会社版問 2-3 参照)。

問 3-1 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の有無

上段：社数 下段：比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. いる	242	280	231	260	11	20	224	246	18	33
	53.1%	54.8%	54.2%	55.3%	36.7%	48.8%	55.7%	56.8%	33.3%	42.9%
2. いない	214	231	195	210	19	21	178	187	36	44
	46.9%	45.2%	45.8%	44.7%	63.3%	51.2%	44.3%	43.2%	66.7%	57.1%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフを設置する会社が半数を超えており、前回から 1.7 ポイント増加して 54.8%となった。前回と異なり、全会社区分において増加している。42.7%の監査役(会)設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が 90.5%の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある(監査役(会)設置会社版問 3-1、指名委員会等設置会社版問 3-1①参照)。

問 3-2 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の人数

①スタッフ設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
専属スタッフのみ の会社	65 26.9%	57 20.4%	62 26.8%	54 20.8%	3 27.3%	3 15.0%	64 28.6%	57 23.2%	1 5.6%	0 0.0%
専属スタッフと兼 任スタッフがいる 会社	18 7.4%	29 10.4%	18 7.8%	28 10.8%	0 0.0%	1 5.0%	18 8.0%	28 11.4%	0 0.0%	1 3.0%
兼任スタッフのみ の会社	159 65.7%	194 69.3%	151 65.4%	178 68.5%	8 72.7%	16 80.0%	142 63.4%	161 65.4%	17 94.4%	32 97.0%
回答社数	242 100.0%	280 100.0%	231 100.0%	260 100.0%	11 100.0%	20 100.0%	224 100.0%	246 100.0%	18 100.0%	33 100.0%

・兼任スタッフのみの会社が約 7 割を占めている。各選択肢とも監査役(会)設置会社とほぼ同じであり、専属スタッフが 71.4%の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる(監査役(会)設置会社版問 3-2①、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照)。

②設置状況別スタッフ数平均

(平均人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2017年	2018年								
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.69	0.67	0.69	0.69	0.64	0.40	0.74	0.76	0.06	0.06
	兼務スタッフ	1.25	1.31	1.27	1.33	0.91	1.10	1.26	1.33	1.17	1.21
	スタッフ合計	1.94	1.99	1.96	2.02	1.55	1.50	2.00	2.09	1.22	1.27
専属スタッフ のみの会社	スタッフ合計	2.17	2.53	2.16	2.54	2.33	2.33	2.19	2.53	1.00	0.00
専属スタッフと 兼任スタッフ がいる会社	専属スタッフ	1.44	1.52	1.44	1.54	0.00	1.00	1.44	1.50	0.00	2.00
	兼務スタッフ	1.61	1.59	1.61	1.61	0.00	1.00	1.61	1.57	0.00	2.00
	スタッフ合計	3.06	3.10	3.06	3.14	0.00	2.00	3.06	3.07	0.00	4.00
兼任スタッフ のみの会社	スタッフ合計	1.72	1.66	1.75	1.69	1.25	1.31	1.78	1.76	1.24	1.19

・平均スタッフ数は専属で微減、兼務で微増しているが、全体の傾向としては総スタッフ平均 3 人以上の指名委員会等設置会社より監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 3-2②、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照)。

問 3-3 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の兼務部署

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 総務系	53	59	50	58	3	1	46	49	7	10
	17.5%	16.0%	17.1%	16.8%	30.0%	4.5%	16.3%	15.0%	33.3%	25.0%
2. 法務系	27	22	26	21	1	1	24	19	3	3
	8.9%	6.0%	8.9%	6.1%	10.0%	4.5%	8.5%	5.8%	14.3%	7.5%
3. 経理・財務系	10	12	10	11	0	1	10	11	0	1
	3.3%	3.3%	3.4%	3.2%	0.0%	4.5%	3.5%	3.4%	0.0%	2.5%
4. 経営企画系	27	36	26	31	1	5	24	32	3	4
	8.9%	9.8%	8.9%	9.0%	10.0%	22.7%	8.5%	9.8%	14.3%	10.0%
5. 内部監査部門系	176	234	172	222	4	12	168	213	8	20
	58.1%	63.6%	58.7%	64.2%	40.0%	54.5%	59.6%	65.1%	38.1%	50.0%
6. その他	10	5	9	3	1	2	10	3	0	2
	3.3%	1.4%	3.1%	0.9%	10.0%	9.1%	3.5%	0.9%	0.0%	5.0%
合計人数	303	368	293	346	10	22	282	327	21	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務スタッフは、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から5.5ポイント増加し、63.6%となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)設置会社の場合と同様であり、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあるが、内部監査部門系のスタッフとの兼務が他の部門の兼務と比べて著しく多い点では指名委員会等設置会社とも共通している(監査役(会)設置会社版問 3-3、指名委員会等設置会社版問 3-2 参照)。

問 3-4 財務及び会計に関する知見を有するスタッフの有無(新設)

上段:社数 下段:比率	2018年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. いる	127	119	8	117	9
	45.4%	45.8%	40.0%	47.6%	27.3%
2. いない	153	141	12	129	24
	54.6%	54.2%	60.0%	52.4%	72.7%
回答社数	280	260	20	246	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての会社区分において、財務及び会計に関する知見を有するスタッフを設置していない会社が過半数を占める。7割以上の会社で設置されている指名委員会等設置会社よりも、監査役(会)設置会社に近い傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 3-4、指名委員会等設置会社版問 3-3 照)。

問 3-5 スタッフが有する財務及び会計に関する知見の内容(新設)

(平均人数)		2018 年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 自社の経理又は財務部門で相応の実務経験	専属スタッフ	0.40	0.42	0.13	0.44	0.00
	兼務スタッフ	0.66	0.69	0.25	0.67	0.67
2. 監査役スタッフ強化の為に社外から採用	専属スタッフ	0.02	0.02	0.00	0.02	0.00
	兼務スタッフ	0.04	0.04	0.00	0.03	0.22
3. その他	専属スタッフ	0.07	0.06	0.25	0.08	0.00
	兼務スタッフ	0.20	0.18	0.50	0.19	0.22

・スタッフが有する財務及び会計に関する知見の内容としては「1. 自社の経理又は財務部門で相応の実務経験」が大半を占める。平均人数では専属スタッフよりも兼務スタッフの方が若干多く、監査役(会)設置会社に近い傾向が出ている(監査役(会)設置会社版問 3-5 参照)。

問 3-6 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等の有無

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 専属・兼務にかかわらず同意権等がある	164	195	156	180	8	15	153	174	11	20
	67.8%	69.6%	67.5%	69.2%	72.7%	75.0%	68.3%	70.7%	61.1%	60.6%
2. 専属のみ同意権等がある	24	24	23	22	1	2	24	23	0	1
	9.9%	8.6%	10.0%	8.5%	9.1%	10.0%	10.7%	9.3%	0.0%	3.0%
3. ない	54	61	52	58	2	3	47	49	7	12
	22.3%	21.8%	22.5%	22.3%	18.2%	15.0%	21.0%	19.9%	38.9%	36.4%
回答社数	242	280	231	260	11	20	224	246	18	33
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等がある会社が大半を占めており(合計78.2%)、前回と比較すると0.5ポイントの増加となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、同意権等がないとする会社が35.7%を占める監査役(会)設置会社よりは同意権があるといえるが、同意権等がないとする会社が7.9%である指名委員会等設置会社には及ばない状況で、両者の中間に位置する(監査役(会)設置会社版問 3-6 指名委員会等設置会社版問 3-5 参照)。

問 4-1 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

①内部監査部門設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
内部監査あり	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	99.3%	99.0%	99.3%	98.9%	100.0%	100.0%	99.5%	99.1%	98.1%	98.7%
内部監査専属スタッフのみの会社	313	358	296	331	17	27	285	317	28	40
	68.6%	70.1%	69.5%	70.4%	56.7%	65.9%	70.9%	73.2%	51.9%	51.9%
内部監査専属スタッフと兼任スタッフが いる会社	75	77	73	75	2	2	68	69	7	8
	16.4%	15.1%	17.1%	16.0%	6.7%	4.9%	16.9%	15.9%	13.0%	10.4%
内部監査兼任スタッフのみの会社	65	71	54	59	11	12	47	43	18	28
	14.3%	13.9%	12.7%	12.6%	36.7%	29.3%	11.7%	9.9%	33.3%	36.4%
内部監査なし	3	5	3	5	0	0	2	4	1	1
	0.7%	1.0%	0.7%	1.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%	1.9%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており(全体で 99.0%)、監査役(会)設置会社(86.0%)よりは、指名委員会等設置会社(100%)に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 4-1①、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置状況	スタッフ種類	2017年	2018年								
内部監査あり	専属スタッフ数	3.97	4.44	3.97	3.81	3.97	11.61	4.37	5.05	0.96	1.04
	兼務スタッフ数	0.62	0.60	0.62	0.61	0.69	0.56	0.62	0.59	0.66	0.72
	スタッフ数合計	4.59	5.05	4.59	4.42	4.66	12.17	4.99	5.64	1.62	1.76
内部監査専属スタッフのみの会社	スタッフ数	4.71	5.62	4.74	4.66	4.31	17.4	5.03	6.12	1.50	1.75
	専属スタッフ数	4.33	3.06	3.82	3.07	23.0	3.00	4.65	3.29	1.29	1.13
内部監査専属スタッフと兼任スタッフが いる会社	兼務スタッフ数	1.91	1.97	1.90	2.00	2.00	1.00	1.99	2.07	1.14	1.13
	スタッフ数合計	6.24	5.04	5.73	5.07	25.0	4.00	6.63	5.36	2.43	2.25
内部監査兼任スタッフのみの会社	スタッフ数	2.12	2.17	2.26	2.25	1.45	1.75	2.36	2.51	1.50	1.64

・内部監査部門スタッフの平均人数は全体で 5.05 人であり、前回から 0.46 人の増加となっている。指名委員会等設置会社の場合(25.26 人)には及ばず、監査役(会)設置会社の場合(4.98 人)とほぼ同等である(監査役(会)設置会社版問 4-1②、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 取締役	39	41	37	35	2	6	35	36	4	5
	8.6%	8.1%	8.7%	7.5%	6.7%	14.6%	8.8%	8.4%	7.5%	6.6%
2. 部長職	286	321	269	304	17	17	262	282	24	38
	63.1%	63.4%	63.6%	65.4%	56.7%	41.5%	65.5%	65.7%	45.3%	50.0%
3. その他	128	144	117	126	11	18	103	111	25	33
	28.3%	28.5%	27.7%	27.1%	36.7%	43.9%	25.8%	25.9%	47.2%	43.4%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・前回同様「2. 部長職」の割合が最も高く、全体の6割以上を占めている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計とも最も多いのが部長職であるが、指名委員会等設置会社の場合は「取締役又は執行役」が3割弱あるのに対し、監査役(会)設置会社では「取締役」が10.8%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向を示している(監査役(会)設置会社版問4-2、指名委員会等設置会社版問4-2参照)。

問 4-3 監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 人事同意権がある	89	115	85	104	4	11	82	94	7	21
	19.6%	22.7%	20.1%	22.4%	13.3%	26.8%	20.5%	21.9%	13.2%	27.6%
2. 人事同意権はないが、意見を表明している	162	182	152	172	10	10	140	159	22	22
	35.8%	36.0%	35.9%	37.0%	33.3%	24.4%	35.0%	37.1%	41.5%	28.9%
3. 人事同意権はなく、意見も表明していない	202	209	186	189	16	20	178	176	24	33
	44.6%	41.3%	44.0%	40.6%	53.3%	48.8%	44.5%	41.0%	45.3%	43.4%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では人事同意権を有する会社の比率は3.1ポイント増加しており、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社が全体の過半数(58.7%)を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、38.1%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は6.2%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社(39.6%)、指名委員会等設置会社(50.0%)よりも高い比率を示している(監査役(会)設置会社版問4-3、指名委員会等設置会社版問4-3参照)。

問 4-4 監査等委員会による内部監査部門等への指示等

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある	148	197	139	182	9	15	132	174	16	22
	32.7%	38.9%	32.9%	39.1%	30.0%	36.6%	33.0%	40.6%	30.2%	28.9%
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない	102	108	96	98	6	10	87	87	15	21
	22.5%	21.3%	22.7%	21.1%	20.0%	24.4%	21.8%	20.3%	28.3%	27.6%
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある	161	162	151	152	10	10	143	136	18	26
	35.5%	32.0%	35.7%	32.7%	33.3%	24.4%	35.8%	31.7%	34.0%	34.2%
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない	38	35	33	30	5	5	34	31	4	4
	8.4%	6.9%	7.8%	6.5%	16.7%	12.2%	8.5%	7.2%	7.5%	5.3%
5. その他	4	4	4	3	0	1	4	1	0	3
	0.9%	0.8%	0.9%	0.6%	0.0%	2.4%	1.0%	0.2%	0.0%	3.9%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・前回同様、過半数の会社において社内規則で権限が規定されており(60.2%)、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の70.9%を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は36.0%で、指名委員会等設置会社では69.1%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で65.8%、指名委員会等設置会社で71.4%と、比率については機関設計ごとの差がほとんどなくなっている(監査役(会)設置会社版問4-4、指名委員会等設置会社版問4-4参照)。

問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 社長に直属している	365	413	341	379	24	34	317	343	48	69
	80.6%	81.6%	80.6%	81.5%	80.0%	82.9%	79.3%	80.0%	90.6%	90.8%
2. その他の取締役 に直属している	36	33	31	29	5	4	34	31	2	2
	7.9%	6.5%	7.3%	6.2%	16.7%	9.8%	8.5%	7.2%	3.8%	2.6%
3. 取締役会に 直属している	12	18	12	15	0	3	12	17	0	1
	2.6%	3.6%	2.8%	3.2%	0.0%	7.3%	3.0%	4.0%	0.0%	1.3%
4. 監査等委員会 に直属している	28	31	28	31	0	0	26	29	2	2
	6.2%	6.1%	6.6%	6.7%	0.0%	0.0%	6.5%	6.8%	3.8%	2.6%
5. その他	12	11	11	11	1	0	11	9	1	2
	2.6%	2.2%	2.6%	2.4%	3.3%	0.0%	2.8%	2.1%	1.9%	2.6%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・すべての区分において「1. 社長に直属している」が大半を占め、大会社以外では90.8%となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では76.6%で、指名委員会等設置会社では59.5%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている(監査役(会)設置会社版問4-5、指名委員会等設置会社版問4-5参照)。

問 4-6 内部監査部門等からの報告(平時)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 内部監査部門等を所管する役員(社長が所管している場合を含む)のみに報告される	19	25	19	22	0	3	16	15	3	10
	4.2%	4.9%	4.5%	4.7%	0.0%	7.3%	4.0%	3.5%	5.7%	13.2%
2. 取締役会のみで報告される	8	12	6	11	2	1	7	10	1	2
	1.8%	2.4%	1.4%	2.4%	6.7%	2.4%	1.8%	2.3%	1.9%	2.6%
3. 監査等委員会のみで報告される	3	6	3	6	0	0	3	5	0	1
	0.7%	1.2%	0.7%	1.3%	0.0%	0.0%	0.8%	1.2%	0.0%	1.3%
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告先であり、監査等委員会は報告の写送付先である	143	162	135	150	8	12	124	135	19	27
	31.6%	32.0%	31.9%	32.3%	26.7%	29.3%	31.0%	31.5%	35.8%	35.5%
5. 監査等委員会が正式報告先であり、上記「1」若しくは「2」は報告の写送付先である	17	12	17	12	0	0	15	12	2	0
	3.8%	2.4%	4.0%	2.6%	0.0%	0.0%	3.8%	2.8%	3.8%	0.0%
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査等委員会ともに正式報告先である	240	250	222	230	18	20	214	219	26	30
	53.0%	49.4%	52.5%	49.5%	60.0%	48.8%	53.5%	51.0%	49.1%	39.5%
7. その他(具体的に下記記入ください。)	23	39	21	34	2	5	21	33	2	6
	5.1%	7.7%	5.0%	7.3%	6.7%	12.2%	5.3%	7.7%	3.8%	7.9%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査等委員が取締役であることを勘案すると何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する平時の報告がなされている会社が約90%と大半であることは前回同様である。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社ではほとんどの会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役(会)への報告は77.9%であり、中間に位置付けられる(監査役(会)設置会社版問4-6、指名委員会等設置会社版問4-6参照)。

問 4-6 「7. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・正式な監査報告書の報告形態は上記4だが、毎月、監査等委員会との定例ミーティングで、前月の監査結果の概要が報告(正式な監査報告書は未完成の段階)されている。 ・4半期ごとに、社長に報告がある。(今後は、1~2か月ごと)監査等委員会とは、月例の意見交換会を設置している。その際に、監査報告を受けている。 ・内部統制委員会に報告。内部統制委員会委員長は取締役であり、取締役会に報告される。また、内部統制委員会には監査等委員(常勤)も参加する。 ・経営会議(社内の取締役のみ出席)への報告を原則とするが、重要なものは取締役会に報告される。併せて、監査等委員会との定期協議の中で、調査結果の報告を受けている。 ・社長宛てに監査報告書が提出され、押印されたものの写しを被監査部門長に配布される。上期と下期で結果がまとめられ社長に報告され、写しが各部長並びにマネージャーへ配布し説明が行われる。この写しは監査等委員会と内部監査室長の情報交換会(年2回)で報告される。

問 4-7 内部監査部門等からの報告(有事)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 取締役会のみ に報告される	11	11	9	9	2	2	11	7	0	4
	2.4%	2.2%	2.1%	1.9%	6.7%	4.9%	2.8%	1.6%	0.0%	5.3%
2. 取締役会及び監査 等委員会に報告され る	327	352	307	327	20	25	288	304	39	47
	72.2%	69.6%	72.6%	70.3%	66.7%	61.0%	72.0%	70.9%	73.6%	61.8%
3. 監査等委員会のみ に報告される	60	66	57	62	3	4	54	56	6	10
	13.2%	13.0%	13.5%	13.3%	10.0%	9.8%	13.5%	13.1%	11.3%	13.2%
4. その他	55	77	50	67	5	10	47	62	8	15
	12.1%	15.2%	11.8%	14.4%	16.7%	24.4%	11.8%	14.5%	15.1%	19.7%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・平時の報告の場合と異なり、「3. 監査等委員会のみ
に報告される」が全体の 13.0%となっているが、監査役(会)のみへの報告は 7.8%で、監査委員会のみへの報告は 26.2%であることから、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間
に位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 4-7、指名委員会等設置会社版問 4-7 参照)。

問 4-8 監査等委員会と内部監査部門等との連携①(内部監査部門等との調整)(複数回答可)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会主導で 年度監査計画について 調整している	50	55	49	51	1	4	41	40	9	15
	11.0%	10.9%	11.6%	11.0%	3.3%	9.8%	10.3%	9.3%	17.0%	19.7%
2. 内部監査部門等主導 で年度監査計画につい て調整している	132	140	124	128	8	12	121	118	11	22
	29.1%	27.7%	29.3%	27.5%	26.7%	29.3%	30.3%	27.5%	20.8%	28.9%
3. 年度監査計画につい て調整しているが、ど ちらかが主導している わけではない	192	224	176	207	16	17	171	190	21	33
	42.4%	44.3%	41.6%	44.5%	53.3%	41.5%	42.8%	44.3%	39.6%	43.4%
4. (個別の) 監査日程に ついて調整している	162	202	152	185	10	17	142	169	20	32
	35.8%	39.9%	35.9%	39.8%	33.3%	41.5%	35.5%	39.4%	37.7%	42.1%
5. (個別の) 監査テー マについて調整してい る	137	158	130	141	7	17	121	134	16	23
	30.2%	31.2%	30.7%	30.3%	23.3%	41.5%	30.3%	31.2%	30.2%	30.3%
6. 調整はしていない	57	54	52	49	5	5	46	46	11	8
	12.6%	10.7%	12.3%	10.5%	16.7%	12.2%	11.5%	10.7%	20.8%	10.5%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76

・何らかの形で調整を行っている会社は前回から 1.9 ポイント増加して 89.3%となっている。監査役(会)設置会社では 83.4%、指名委員会等設置会社では 85.7%となっており、その他の数値も含め傾向にほとんど違いは見られない(監査役(会)設置会社版問 4-8、指名委員会等設置会社版問 4-8 参照)。

問 4-9 監査等委員会と内部監査部門等との連携②(合同監査)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 全ての監査について合同監査を実施している	46	60	42	54	4	6	40	49	6	11
	10.2%	11.9%	9.9%	11.6%	13.3%	14.6%	10.0%	11.4%	11.3%	14.5%
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある	302	331	286	307	16	24	267	284	35	46
	66.7%	65.4%	67.6%	66.0%	53.3%	58.5%	66.8%	66.2%	66.0%	60.5%
3. 合同監査を実施することはない	105	115	95	104	10	11	93	96	12	19
	23.2%	22.7%	22.5%	22.4%	33.3%	26.8%	23.3%	22.4%	22.6%	25.0%
回答社数	453	506	423	465	30	41	400	429	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・すべての会社区分において「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が最も多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が監査役(会)設置会社では 59.8%、指名委員会等設置会社では 31.0%であるのに対し、「3. 合同監査を実施することはない」が監査役(会)設置会社では 32.1%、指名委員会等設置会社では 66.7%であり、位置付けとしては監査役(会)設置会社と同様と見られる(監査役(会)設置会社版問 4-9、指名委員会等設置会社版問 4-9 参照)。

問 4-10 監査等委員会と内部監査部門等との連携についての感触(新設)

上段:社数 下段:比率	2018年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 満足している	447	410	37	380	66
	88.3%	88.2%	90.2%	88.6%	86.8%
2. 不満である	35	32	3	26	9
	6.9%	6.9%	7.3%	6.1%	11.8%
3. その他	24	23	1	23	1
	4.7%	4.9%	2.4%	5.4%	1.3%
回答社数	506	465	41	429	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では、内部監査部門等との連携について「1. 満足している」が 88.3%を占めている。監査役(会)設置会社では 83.4%、指名委員会等設置会社では 90.5%であり、指名委員会等設置会社の数値が若干高いが、大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 4-10、指名委員会等設置会社版問 4-10 参照)。

問 4-10 「2. 不満である」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・店舗における現金過不足等軽微な不祥事については、連絡がなかったり、遅かったりし、問題が表面化してから報告があるケースが多い。 ・監査が、財務報告に係るものに限定され、コンプライアンス等幅広く監査行われていない。指摘しても改善されず。 ・内部監査部門が経験が浅いこととあわせ兼務のため、やや形式的な監査になりがち。常勤監査等委員が補完している点では連携しているといえるが、本来的な機能強化にいたっていない。 ・監査等委員会設置ならびに内部監査室設置からまだ1年経っていない為、その時々不足を補っていることがあるので、まだ満足していない。

・監査等委員全員非常勤のため、内部監査室を活用した組織監査を実施する必要があるが、監査等委員会に専属のスタッフは存在せず、委員会事務局である内部監査室もスタッフ2名体制のため、密度の濃い監査ができない。

問 4-10 「3. その他」の記載例

・内部監査部門との意見交換や情報共有などの機会が徐々に増えてきている。その中で出てくる情報を内部監査部門の活動テーマとするなど連携を図る予定である。

・内部監査の実施項目が定型的でリスクに対する重点監査になり得るか疑問。内部監査部門の異動に関して監査等委員会の同意を前提とすることが必ずしも認識されていなかったが、具体的な異動例により、認識されるに至った。

・当社内部監査室は、営業店舗業務監査と財務報告に係る内部統制監査が主要業務であり、監査等委員会監査と分担が異なっていますが、内部監査報告は写しを全て確認しており、内部監査室長は監査等委員会にオブザーバー出席し、情報共有は出来ております。

・内部監査部門は他の業務を兼務している為、ある程度業務に制約があるが、リスクアプローチ等により、今のところ問題は発生していない。

問 5 指名委員会・報酬委員会等に相当する(諮問)機関の設置の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 指名委員会、報酬委員会に相当するものがそれぞれ設置されている	44	64	44	62	0	2	42	62	2	2
	9.6%	12.5%	10.3%	13.2%	0.0%	4.9%	10.4%	14.3%	3.7%	2.6%
2. 指名委員会、報酬委員会に相当する機能を併せ持つものが設置されている	48	94	46	91	2	3	47	88	1	6
	10.5%	18.4%	10.8%	19.4%	6.7%	7.3%	11.7%	20.3%	1.9%	7.8%
3. 指名委員会に相当するもののみが設置されている	4	2	3	2	1	0	4	1	0	1
	0.9%	0.4%	0.7%	0.4%	3.3%	0.0%	1.0%	0.2%	0.0%	1.3%
4. 報酬委員会に相当するもののみが設置されている	15	11	14	9	1	2	13	10	2	1
	3.3%	2.2%	3.3%	1.9%	3.3%	4.9%	3.2%	2.3%	3.7%	1.3%
5. 設置されていない	345	340	319	306	26	34	296	272	49	67
	75.7%	66.5%	74.9%	65.1%	86.7%	82.9%	73.6%	62.8%	90.7%	87.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・指名委員会・報酬委員会等に相当する機関が設置されていない会社が全体の 66.5%と最も多いが、前回から 9.2 ポイント減少した。改訂版コーポレートガバナンス・コードへの対応の影響がうかがわれるが、監査役(会)設置会社(設置されていない会社が全体の 80.7%)との差が広がっている(監査役(会)設置会社版問 5 参照)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

問 6-1 監査等委員選任議案の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. あった	223	335	210	312	13	23	199	286	24	48
	48.9%	65.6%	49.3%	66.4%	43.3%	56.1%	49.5%	66.1%	44.4%	62.3%
2. なかった	233	176	216	158	17	18	203	147	30	29
	51.1%	34.4%	50.7%	33.6%	56.7%	43.9%	50.5%	33.9%	55.6%	37.7%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 6-2 監査等委員選任議案の決定プロセス(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 社内監査等委員候補者について、監査等委員会が提案した	13	18	13	18	0	0	13	15	0	3
	5.8%	5.4%	6.2%	5.8%	0.0%	0.0%	6.5%	5.2%	0.0%	6.3%
2. 社外監査等委員候補者について、監査等委員会が提案した	18	30	18	30	0	0	16	25	2	5
	8.1%	9.0%	8.6%	9.6%	0.0%	0.0%	8.0%	8.7%	8.3%	10.4%
3. 執行部門と監査等委員会が、それぞれ候補者を提案し、協議・調整の上候補者を選定した	18	28	18	27	0	1	18	26	0	2
	8.1%	8.4%	8.6%	8.7%	0.0%	4.3%	9.0%	9.1%	0.0%	4.2%
4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した	191	288	178	267	13	21	169	246	22	41
	85.7%	86.0%	84.8%	85.6%	100.0%	91.3%	84.9%	86.0%	91.7%	85.4%
5. 当該議案が株主提案であったため該当せず	1	2	1	0	0	2	1	0	0	2
	0.4%	0.6%	0.5%	0.0%	0.0%	8.7%	0.5%	0.0%	0.0%	4.2%
回答社数 (選任議案あり)	223	335	210	312	13	23	199	286	24	48

*比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で前回から 0.3 ポイント増加して 86.0%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢 1～3 が合わせて前回から 0.8 ポイント増加して 22.8%である。監査役(会)設置会社の場合(それぞれ 81.2%、16.1%)とほとんど傾向に違いはない(監査役(会)設置会社版問 6-2 参照)。

問 6-3 監査等委員選任議案への同意の理由(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 会計・財務に関する知見を有するから	137	207	130	193	7	14	119	168	18	38
	61.4%	61.8%	61.9%	61.9%	53.8%	60.9%	59.8%	58.7%	75.0%	79.2%
2. 法務部門出身者だから	19	32	17	30	2	2	16	28	3	4
	8.5%	9.6%	8.1%	9.6%	15.4%	8.7%	8.0%	9.8%	12.5%	8.3%
3. 会社の状況に通じているから	134	180	126	170	8	10	125	158	9	22
	60.1%	53.7%	60.0%	54.5%	61.5%	43.5%	62.8%	55.2%	37.5%	45.8%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	58	110	51	106	7	4	50	94	8	16
	26.0%	32.8%	24.3%	34.0%	53.8%	17.4%	25.1%	32.9%	33.3%	33.3%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	131	209	124	199	7	10	118	181	13	27
	58.7%	62.4%	59.0%	63.8%	53.8%	43.5%	59.3%	63.3%	54.2%	56.3%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	72	94	70	91	2	3	65	82	7	11
	32.3%	28.1%	33.3%	29.2%	15.4%	13.0%	32.7%	28.7%	29.2%	22.9%
7. 親会社や大株主の役職員だから	21	15	20	13	1	2	17	13	4	2
	9.4%	4.5%	9.5%	4.2%	7.7%	8.7%	8.5%	4.5%	16.7%	4.2%
8. 取引先の役職員だから	13	16	12	14	1	2	11	12	2	4
	5.8%	4.8%	5.7%	4.5%	7.7%	8.7%	5.5%	4.2%	8.3%	8.3%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	1	2	1	0	0	2	1	0	0	2
	0.4%	0.6%	0.5%	0.0%	0.0%	8.7%	0.5%	0.0%	0.0%	4.2%
10. その他	22	46	22	39	0	7	20	37	2	9
	9.9%	13.7%	10.5%	12.5%	0.0%	30.4%	10.1%	12.9%	8.3%	18.8%
回答社数 (選任議案あり)	223	335	210	312	13	23	199	286	24	48

*比率は選任議案があったとした回答社数で割ったもの

- ・「5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」が前回から 3.7 ポイント増加して全体の 62.4%と最も多く、「1. 会計・財務に関する知見を有するから」と「3. 会社の状況に通じているから」と拮抗している。これは、「3. 会社の状況に通じているから」が最も多い監査役(会)設置会社の場合と大きく異なっている(監査役(会)設置会社版問 6-3 参照)。

問 6-3 「10. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月の総会で監査等委員設置会社とするために、監査役会メンバーがスライドして取締役常勤監査等委員1名と、取締役社外監査等委員2名となった。したがって、同意と言うより、組織変更に伴うもの。選任理由としては上記1. 3. 等が述べられている。 ・女性候補者で多様性の推進につながる ・任期全うの可能性、業務執行者からの独立性確保、公正不偏の態度の保持、経営評価を行うことができるか。 ・適法性を見極める資質に加えて、会社の意思決定・経営判断の適切性を判断できる能力を有するから

問 7-1 退任取締役監査等委員の有無(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. なかった	349	357	324	326	25	31	304	291	45	65
	76.5%	69.9%	76.1%	69.4%	83.3%	75.6%	75.6%	67.2%	83.3%	84.4%
2. 任期満了での退任 があった	66	118	63	114	3	4	60	111	6	7
	14.5%	23.1%	14.8%	24.3%	10.0%	9.8%	14.9%	25.6%	11.1%	9.1%
3. 解任があった	0	3	0	3	0	0	0	2	0	1
	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.3%
4. 取締役監査等委員 の逝去があった	1	2	1	2	0	0	1	2	0	0
	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.5%	0.0%	0.0%
5. 任期中での辞任 があった	41	31	39	25	2	6	38	27	3	4
	9.0%	6.1%	9.2%	5.3%	6.7%	14.6%	9.5%	6.2%	5.6%	5.2%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・「1. なかった」の比率が 6.6 ポイント減少して 69.9%となり、監査役(会)設置会社(68.0%)とほとんど差がなくなった。「2. 任期満了での退任があった」が監査役(会)設置会社より 10 ポイント以上多い一方、「5. 任期中での辞任があった」が 10 ポイント以上少ないのは、両者の任期の差によるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 7-1 参照)。

問 7-2 辞任の理由(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 役職定年等、社内規 定によるもの	3	3	3	3	0	0	2	3	1	0
	7.3%	9.7%	7.7%	12.0%	0.0%	0.0%	5.3%	11.1%	33.3%	0.0%
2. 執行部門(子会社執 行部門も含む)に戻 る等、職掌の変更に伴うもの	7	6	7	3	0	3	6	4	1	2
	17.1%	19.4%	17.9%	12.0%	0.0%	50.0%	15.8%	14.8%	33.3%	50.0%
3. 合併等、会社の機関 設計の変更に伴うもの	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	3.2%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
4. 辞任取締役監査等 委員自身の健康上の理 由によるもの	5	5	5	5	0	0	5	5	0	0
	12.2%	16.1%	12.8%	20.0%	0.0%	0.0%	13.2%	18.5%	0.0%	0.0%
5. その他一身上の都 合によるもの	28	17	26	14	2	3	26	15	2	2
	68.3%	54.8%	66.7%	56.0%	100.0%	50.0%	68.4%	55.6%	66.7%	50.0%
回答社数 (辞任ありとした会社数)	41	31	39	25	2	6	38	27	3	4

*比率は問 7-1 で任期中での辞任あり(選択肢 5)とした回答社数に対する比率

・回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、辞任の理由として「5. その他一身上の都合によるもの」が最も多い点は監査役(会)設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 7-2 参照)。

問 7-3 辞任の理由の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	6	6	5	6	1	0	6	6	0	0
	14.6%	19.4%	12.8%	24.0%	50.0%	0.0%	15.8%	22.2%	0.0%	0.0%
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	5	3	5	3	0	0	4	3	1	0
	12.2%	9.7%	12.8%	12.0%	0.0%	0.0%	10.5%	11.1%	33.3%	0.0%
3. 事業報告に記載し、株主総会で述べた	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	2.4%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった	29	22	28	16	1	6	27	18	2	4
	70.7%	71.0%	71.8%	64.0%	50.0%	100.0%	71.1%	66.7%	66.7%	100.0%
回答社数	41	31	39	25	2	6	38	27	3	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体の数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、何らかの形で辞任の理由が開示されている会社の比率は 0.1 ポイント減少して 29.1%となり、監査役(会)設置会社の場合とほぼ同様の水準となっている(監査役(会)設置会社版問 7-3 参照)。

問 8 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容(公開会社のみ)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」記載の有無(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体 (公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
記載あり	401	445	396	440	5	5	365	395	36	50
	92.8%	93.7%	93.2%	94.2%	71.4%	62.5%	92.6%	93.8%	94.7%	92.6%
記載なし	31	30	29	27	2	3	29	26	2	4
	7.2%	6.3%	6.8%	5.8%	28.6%	37.5%	7.4%	6.2%	5.3%	7.4%
回答社数	432	475	425	467	7	8	394	421	38	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・財務及び会計に関する知見を開示している会社は前回から 0.9 ポイント増加し、全体の 93.7%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では 89.5%、指名委員会等設置会社では 97.4%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている(監査役(会)設置会社版問 8-2①、指名委員会等設置会社版問 5①参照)。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査等委員数別社数(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	全体 (公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
0名	31	30	29	27	2	3	29	26	2	4
	7.2%	6.3%	6.8%	5.8%	28.6%	37.5%	7.4%	6.2%	5.3%	7.4%
1名	94	89	93	87	1	2	88	78	6	11
	21.8%	18.7%	21.9%	18.6%	14.3%	25.0%	22.3%	18.5%	15.8%	20.4%
2名	79	81	78	81	1	0	69	73	10	8
	18.3%	17.1%	18.4%	17.3%	14.3%	0.0%	17.5%	17.3%	26.3%	14.8%
3名以上	228	275	225	272	3	3	208	244	20	31
	52.8%	57.9%	52.9%	58.2%	42.9%	37.5%	52.8%	58.0%	52.6%	57.4%
回答社数	432	475	425	467	7	8	394	421	38	54
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者が3名以上いる会社は前回から5.1ポイント増加して全体の57.9%であり、監査役(会)設置会社(48.8%)、指名委員会等設置会社(39.5%)よりも割合が大きい(監査役(会)設置会社版問 8-2②、指名委員会等設置会社版問 5①参照)。

③財務及び会計の知見ありとして記載された者の属性(公開会社のみ)

上段:人数 下段:比率	全体 (公開会社)		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 常勤社内監査等委員(人)	190	210	187	206	3	4	181	199	9	11
	18.7%	18.3%	18.7%	18.1%	23.1%	30.8%	19.7%	19.4%	9.5%	8.9%
2. 常勤社外監査等委員(人)	88	93	87	93	1	0	71	71	17	22
	8.7%	8.1%	8.7%	8.2%	7.7%	0.0%	7.7%	6.9%	17.9%	17.9%
3. 非常勤社内監査等委員(人)	13	11	13	11	0	0	10	8	3	3
	1.3%	1.0%	1.3%	1.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.8%	3.2%	2.4%
4. 非常勤社外監査等委員(人)	724	834	715	825	9	9	658	747	66	87
	71.3%	72.6%	71.4%	72.7%	69.2%	69.2%	71.5%	72.9%	69.5%	70.7%
回答数(人)	1,015	1,148	1,002	1,135	13	13	920	1,025	95	123
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者の属性は、前回同様、「4. 非常勤社外監査等委員」が最も多く、7割以上を占める。
 ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計ともほぼ同じ傾向を示している(監査役(会)設置会社版問 8-2③、指名委員会等設置会社版問 5②参照)。

④財務及び会計の知見を有する理由別/監査等委員種類別人数（公開会社のみ）

上段:人数 下段:比率	全体(公開会社)									
	常勤社内		常勤社外		非常勤社内		非常勤社外		合計	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. CFO等、財務部門 役員	34	49	9	16	1	3	21	31	65	99
	18.2%	23.3%	10.3%	17.2%	7.7%	27.3%	2.9%	3.7%	6.5%	8.6%
2. 経理・財務部門経 験	64	63	15	10	2	4	29	22	110	99
	34.2%	30.0%	17.2%	10.8%	15.4%	36.4%	4.0%	2.6%	10.9%	8.6%
3. 公認会計士・税理 士等	4	3	9	10	0	1	282	318	295	332
	2.1%	1.4%	10.3%	10.8%	0.0%	9.1%	39.3%	38.1%	29.4%	28.9%
4. 金融機関経 験	21	22	40	36	3	0	86	79	150	137
	11.2%	10.5%	46.0%	38.7%	23.1%	0.0%	12.0%	9.5%	14.9%	11.9%
5. 弁護士	0	0	0	0	1	0	169	197	170	197
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	23.5%	23.6%	16.9%	17.2%
6. 他社の監査役経 験	8	13	6	11	4	3	83	127	101	154
	4.3%	6.2%	6.9%	11.8%	30.8%	27.3%	11.6%	15.2%	10.0%	13.4%
7. 会計、監査論等研 究者	0	0	0	1	0	0	4	7	4	8
	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.8%	0.4%	0.7%
8. その他	56	60	8	9	2	0	44	53	110	122
	29.9%	28.6%	9.2%	9.7%	15.4%	0.0%	6.1%	6.4%	10.9%	10.6%
合計人数	187	210	87	93	13	11	718	834	1,005	1,148
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・知見者の経歴として、合計では「3.公認会計士・税理士等」が最も多く、前回から0.5ポイント減少して28.9%となり、「5. 弁護士」が前回から0.3ポイント増加して17.2%、「6. 他社の監査役経験」が前回から3.4ポイント増加して13.4%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「4. 金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。
- ・常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっている傾向は前回と同様である。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「1. CFO等、財務部門役員」の比率がやや高いことを除けば、傾向に大きな変わりはない(監査役(会)設置会社版問8-2④、指名委員会等設置会社版問5③参照)。

問 9-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	151	125	139	113	12	12	136	104	15	21
	33.1%	24.5%	32.6%	24.0%	40.0%	29.3%	33.8%	24.0%	27.8%	27.3%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	232	294	223	274	9	20	204	252	28	41
	50.9%	57.5%	52.3%	58.3%	30.0%	48.8%	50.7%	58.2%	51.9%	53.2%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	73	92	64	83	9	9	62	77	11	15
	16.0%	18.0%	15.0%	17.7%	30.0%	22.0%	15.4%	17.8%	20.4%	19.5%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が前回から6.6ポイント増加しており、全体の57.5%と最も多いことは前回同様である。「1. 見直しの決議を行った」が前回から8.6ポイント減少して24.5%で続いている。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であり、「3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない」の比率も大きな差は見られず、一定の比率があることは、やや気がかりである(監査役(会)設置会社版問9-1、指名委員会等設置会社版問6-1参照)。

問 9-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法399条の13 1項1号ハ)	44	37	40	31	4	6	39	31	5	6
	29.1%	29.6%	28.8%	27.4%	33.3%	50.0%	28.7%	29.8%	33.3%	28.6%
2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則110条の4 1項1号)	64	37	59	32	5	5	60	30	4	7
	42.4%	29.6%	42.4%	28.3%	41.7%	41.7%	44.1%	28.8%	26.7%	33.3%
3. 上記1の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項(会社法施行規則110条の4 1項2号)	41	22	38	20	3	2	39	17	2	5
	27.2%	17.6%	27.3%	17.7%	25.0%	16.7%	28.7%	16.3%	13.3%	23.8%
4. 監査等委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則110条の4 1項3号)	55	35	53	31	2	4	51	29	4	6
	36.4%	28.0%	38.1%	27.4%	16.7%	33.3%	37.5%	27.9%	26.7%	28.6%
5. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制(会社法施行規則110条の4 1項4号)	62	35	60	31	2	4	57	28	5	7
	41.1%	28.0%	43.2%	27.4%	16.7%	33.3%	41.9%	26.9%	33.3%	33.3%
6. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則110条の4 1項5号)	57	33	55	29	2	4	53	27	4	6
	37.7%	26.4%	39.6%	25.7%	16.7%	33.3%	39.0%	26.0%	26.7%	28.6%
7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則110条の4 1項6号)	59	29	57	25	2	4	56	22	3	7
	39.1%	23.2%	41.0%	22.1%	16.7%	33.3%	41.2%	21.2%	20.0%	33.3%
8. 上記2~7のほか、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則110条の4 1項7号)	55	35	53	31	2	4	50	27	5	8
	36.4%	28.0%	38.1%	27.4%	16.7%	33.3%	36.8%	26.0%	33.3%	38.1%

9. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 1 号)	28	25	25	20	3	5	26	20	2	5
	18.5%	20.0%	18.0%	17.7%	25.0%	41.7%	19.1%	19.2%	13.3%	23.8%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 2 号)	34	25	30	20	4	5	30	19	4	6
	22.5%	20.0%	21.6%	17.7%	33.3%	41.7%	22.1%	18.3%	26.7%	28.6%
11. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 3 号)	31	28	29	25	2	3	30	24	1	4
	20.5%	22.4%	20.9%	22.1%	16.7%	25.0%	22.1%	23.1%	6.7%	19.0%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 4 号)	26	19	24	17	2	2	24	15	2	4
	17.2%	15.2%	17.3%	15.0%	16.7%	16.7%	17.6%	14.4%	13.3%	19.0%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 5 号)	39	34	36	29	3	5	32	28	7	6
	25.8%	27.2%	25.9%	25.7%	25.0%	41.7%	23.5%	26.9%	46.7%	28.6%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	14	21	13	17	1	4	12	16	2	5
	9.3%	16.8%	9.4%	15.0%	8.3%	33.3%	8.8%	15.4%	13.3%	23.8%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	16	10	13	8	3	2	15	7	1	3
	10.6%	8.0%	9.4%	7.1%	25.0%	16.7%	11.0%	6.7%	6.7%	14.3%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	15	13	14	10	1	3	13	9	2	4
	9.9%	10.4%	10.1%	8.8%	8.3%	25.0%	9.6%	8.7%	13.3%	19.0%
17. その他	39	39	36	38	3	1	33	33	6	6
	25.8%	31.2%	25.9%	33.6%	25.0%	8.3%	24.3%	31.7%	40.0%	28.6%
回答社数	151	125	139	113	12	12	136	104	15	21

- ・全体で最も多かったのが「2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で前回から 12.8 ポイント減少して 29.6%であり、前回から 0.5 ポイント増加した「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」がこれに並んでいる。次いで多いのは、「4. 監査等委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」、「5. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」、「8. 上記 2～7 のほか、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」でそれぞれ 28.0%であった。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、上位の項目は機関設計ごとにそれぞれ異なるものの、全体的に項目間の差が減少している傾向は共通している(監査役(会)設置会社版問 9-2、指名委員会等設置会社版問 6-2 参照)。

問 9-3 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会の要請に基づいて見直した	17	7	15	6	2	1	15	4	2	3
	11.3%	5.6%	10.8%	5.3%	16.7%	8.3%	11.0%	3.8%	13.3%	14.3%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	75	59	68	52	7	7	70	49	5	10
	49.7%	47.2%	48.9%	46.0%	58.3%	58.3%	51.5%	47.1%	33.3%	47.6%
3. 監査等委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	39	39	36	38	3	1	32	33	7	6
	25.8%	31.2%	25.9%	33.6%	25.0%	8.3%	23.5%	31.7%	46.7%	28.6%
4. その他	20	20	20	17	0	3	19	18	1	2
	13.2%	16.0%	14.4%	15.0%	0.0%	25.0%	14.0%	17.3%	6.7%	9.5%
回答社数	151	125	139	113	12	12	136	104	15	21
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体で 2.5 ポイント減少したものの 47.2%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問 9-3、指名委員会等設置会社版問 6-3 参照)。

問 9-4 事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 十分に記載されている	230	254	217	239	13	15	209	223	21	31
	50.4%	49.7%	50.9%	50.9%	43.3%	36.6%	52.0%	51.5%	38.9%	40.3%
2. ある程度記載されている	209	229	197	211	12	18	181	190	28	39
	45.8%	44.8%	46.2%	44.9%	40.0%	43.9%	45.0%	43.9%	51.9%	50.6%
3. 記載されていない	17	28	12	20	5	8	12	20	5	7
	3.7%	5.5%	2.8%	4.3%	16.7%	19.5%	3.0%	4.6%	9.3%	9.1%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 十分に記載されている」が前回から 0.7 ポイント減少したものの、全体で 49.7%と最も多く、「2. ある程度記載されている」と合わせると全体の 94.5%に達し、監査役(会)設置会社で 94.4%、指名委員会等設置会社の 100%と同じく高い数値を示している。なお、「1. 十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では 52.4%、指名委員会等設置会社では 78.6%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(監査役(会)設置会社版問 9-4、指名委員会等設置会社版問 6-4 参照)。

問 10-1 監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1回	186	218	170	191	16	27	160	173	26	44
	41.6%	42.7%	40.8%	40.6%	53.3%	65.9%	40.6%	40.0%	49.1%	57.1%
2回	192	201	181	190	11	11	172	181	20	20
	43.0%	39.3%	43.4%	40.4%	36.7%	26.8%	43.7%	41.8%	37.7%	26.0%
3回	45	57	43	56	2	1	40	50	5	7
	10.1%	11.2%	10.3%	11.9%	6.7%	2.4%	10.2%	11.5%	9.4%	9.1%
4回	10	9	9	9	1	0	9	9	1	0
	2.2%	1.8%	2.2%	1.9%	3.3%	0.0%	2.3%	2.1%	1.9%	0.0%
5-10回	4	9	4	8	0	1	4	8	0	1
	0.9%	1.8%	1.0%	1.7%	0.0%	2.4%	1.0%	1.8%	0.0%	1.3%
11回以上	10	17	10	16	0	1	9	12	1	5
	2.2%	3.3%	2.4%	3.4%	0.0%	2.4%	2.3%	2.8%	1.9%	6.5%
回答社数	447	511	417	470	30	41	394	433	53	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・前回は審議回数2回の会社が最多であったが、今回は審議回数1回の会社が全体で1.1ポイント増加して42.7%となり、最多となった。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数1回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では2回が最も多いが、審議会数1回と2回の差が小さいという点では監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問10-1、指名委員会等設置会社版問7-1参照)。

問 10-2 監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った	339	388	319	357	20	31	296	323	43	64
	74.3%	75.9%	74.9%	76.0%	66.7%	75.6%	73.6%	74.6%	79.6%	83.1%
2. 一部の監査等委員のみで調整を行った	31	28	29	25	2	3	27	24	4	4
	6.8%	5.5%	6.8%	5.3%	6.7%	7.3%	6.7%	5.5%	7.4%	5.2%
3. 事前の調整は行っていない	73	88	65	83	8	5	65	80	8	8
	16.0%	17.2%	15.3%	17.7%	26.7%	12.2%	16.2%	18.5%	14.8%	10.4%
4. その他	17	9	17	7	0	2	17	8	0	1
	3.7%	1.8%	4.0%	1.5%	0.0%	4.9%	4.2%	1.8%	0.0%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体で1.6ポイント増加し75.9%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社67.1%、指名委員会等設置会社71.4%で、それぞれ最も多い(監査役(会)設置会社版問10-2、指名委員会等設置会社版問7-2参照)。

問 10-3 監査報告における監査等委員の個別意見の付記

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. あった	8	11	8	9	0	2	7	8	1	3
	1.8%	2.2%	1.9%	1.9%	0.0%	4.9%	1.7%	1.8%	1.9%	3.9%
2. なかった	448	500	418	461	30	39	395	425	53	74
	98.2%	97.8%	98.1%	98.1%	100.0%	95.1%	98.3%	98.2%	98.1%	96.1%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は全体の2.2%と前回同様ごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 10-3、指名委員会等設置会社版問 7-3 参照)。

問 11-1 決算短信の作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 決算短信作成会社である	436	479	426	469	10	10	395	420	41	59
	95.6%	93.7%	100.0%	99.8%	33.3%	24.4%	98.3%	97.0%	75.9%	76.6%
2. 決算短信作成会社ではない	20	32	0	1	20	31	7	13	13	18
	4.4%	6.3%	0.0%	0.2%	66.7%	75.6%	1.7%	3.0%	24.1%	23.4%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 11-2 決算短信の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 決議事項として付議されている	377	408	370	400	7	8	338	358	39	50
	86.5%	85.2%	86.9%	85.3%	70.0%	80.0%	85.6%	85.2%	95.1%	84.7%
2. 報告事項として付議されている	45	53	43	51	2	2	43	47	2	6
	10.3%	11.1%	10.1%	10.9%	20.0%	20.0%	10.9%	11.2%	4.9%	10.2%
3. 付議されていない	14	18	13	18	1	0	14	15	0	3
	3.2%	3.8%	3.1%	3.8%	10.0%	0.0%	3.5%	3.6%	0.0%	5.1%
回答社数	436	479	426	469	10	10	395	420	41	59
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は前回から0.5ポイント減少して全体の96.3%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。
 ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で96.3%、指名委員会等設置会社では89.2%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で84.5%、指名委員会等設置会社では51.4%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 11-2、指名委員会等設置会社版問 8-2 参照)。

問 11-3 決算短信の監査の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査している	285	300	279	297	6	3	255	265	30	35
	65.4%	62.6%	65.5%	63.3%	60.0%	30.0%	64.6%	63.1%	73.2%	59.3%
2. 監査していない	151	179	147	172	4	7	140	155	11	24
	34.6%	37.4%	34.5%	36.7%	40.0%	70.0%	35.4%	36.9%	26.8%	40.7%
回答社数	436	479	426	469	10	10	395	420	41	59
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は全体で前回から2.8ポイント減少して62.6%である。監査役(会)設置会社では66.5%、指名委員会等設置会社では54.1%であり、傾向としては監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 11-3、指名委員会等設置会社版問 8-3 参照)。

問 11-4 決算短信の監査の内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	96	121	94	119	2	2	82	109	14	12
	33.7%	40.3%	33.7%	40.1%	33.3%	66.7%	32.2%	41.1%	46.7%	34.3%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	204	203	198	202	6	1	178	183	26	20
	71.6%	67.7%	71.0%	68.0%	100.0%	33.3%	69.8%	69.1%	86.7%	57.1%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	187	182	182	181	5	1	168	160	19	22
	65.6%	60.7%	65.2%	60.9%	83.3%	33.3%	65.9%	60.4%	63.3%	62.9%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	163	171	158	170	5	1	144	152	19	19
	57.2%	57.0%	56.6%	57.2%	83.3%	33.3%	56.5%	57.4%	63.3%	54.3%
回答社数	285	300	279	297	6	3	255	265	30	35

*比率は問 11-3 の選択肢 1(決算短信を監査している)回答社数に占める割合
 ・前回同様「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が最も多いが、3.9ポイント減少して67.7%となっている。監査役(会)設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が71.4%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が60.4%、指名委員会等設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が35.0%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が75.0%となっている。傾向としては監査役(会)設置会社に近くなっている(監査役(会)設置会社版問 11-4、指名委員会等設置会社版問 8-4 参照)。

問 12-1 有価証券報告書の作成の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
有報作成会社である	438	483	426	468	12	15	398	423	40	60
	96.1%	94.5%	100.0%	99.6%	40.0%	36.6%	99.0%	97.7%	74.1%	77.9%
有報作成会社ではない	18	28	0	2	18	26	4	10	14	17
	3.9%	5.5%	0.0%	0.4%	60.0%	63.4%	1.0%	2.3%	25.9%	22.1%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 12-2 有価証券報告書の取締役会付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 決議事項として付議されている	254	288	249	279	5	9	226	248	28	40
	58.0%	59.6%	58.5%	59.6%	41.7%	60.0%	56.8%	58.6%	70.0%	66.7%
2. 報告事項として付議されている	74	87	73	84	1	3	68	77	6	10
	16.9%	18.0%	17.1%	17.9%	8.3%	20.0%	17.1%	18.2%	15.0%	16.7%
3. 付議されていない	110	108	104	105	6	3	104	98	6	10
	25.1%	22.4%	24.4%	22.4%	50.0%	20.0%	26.1%	23.2%	15.0%	16.7%
回答社数	438	483	426	468	12	15	398	423	40	60
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から2.7ポイント増加して77.6%であり、決算短信の比率には及ばないが(問 11-2)、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で77.1%、指名委員会等設置会社では57.9%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で58.6%、指名委員会等設置会社では18.4%となっていることから、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問12-2、指名委員会等設置会社版問9-2参照)。

問 12-3 有価証券報告書の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 定時株主総会の終了前に提出した	4	5	4	5	0	0	4	4	0	1
	0.9%	1.0%	0.9%	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.9%	0.0%	1.7%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	434	478	422	463	12	15	394	419	40	59
	99.1%	99.0%	99.1%	98.9%	100.0%	100.0%	99.0%	99.1%	100.0%	98.3%
回答社数	438	483	426	468	12	15	398	423	40	60
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・定時総会の終了前に提出した会社の割合は1.0%で、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問12-3、指名委員会等設置会社版問9-3参照)。

問 12-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1日～5日前	2	3	2	3	0	0	2	2	0	1
	50.0%	60.0%	50.0%	60.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
6日～10日前	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11日以上前	1	2	1	2	0	0	1	2	0	0
	25.0%	40.0%	25.0%	40.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%
回答社数	4	5	4	5	0	0	4	4	0	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%

問 12-5 有価証券報告書の監査の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査している	299	314	291	307	8	7	268	278	31	36
	68.3%	65.0%	68.3%	65.6%	66.7%	46.7%	67.3%	65.7%	77.5%	60.0%
2. 監査していない	139	169	135	161	4	8	130	145	9	24
	31.7%	35.0%	31.7%	34.4%	33.3%	53.3%	32.7%	34.3%	22.5%	40.0%
回答社数	438	483	426	468	12	15	398	423	40	60
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・有価証券報告書について監査をしている会社の比率は前回から 3.3 ポイント減少して全体の 65.0%であり、監査役(会)設置会社の 68.4%、指名委員会等設置会社の 71.1%と比べると同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 12-5、指名委員会等設置会社版問 9-5 参照)。

問 12-6 有価証券報告書の監査の内容

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	136	150	130	146	6	4	118	134	18	16
	45.5%	47.8%	44.7%	47.6%	75.0%	57.1%	44.0%	48.2%	58.1%	44.4%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	188	188	183	185	5	3	168	172	20	16
	62.9%	59.9%	62.9%	60.3%	62.5%	42.9%	62.7%	61.9%	64.5%	44.4%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	199	202	194	199	5	3	178	177	21	25
	66.6%	64.3%	66.7%	64.8%	62.5%	42.9%	66.4%	63.7%	67.7%	69.4%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	204	228	200	225	4	3	182	205	22	23
	68.2%	72.6%	68.7%	73.3%	50.0%	42.9%	67.9%	73.7%	71.0%	63.9%
回答社数	299	314	291	307	8	7	268	278	31	36

*比率は問 12-5 の選択肢 1(有価証券報告書を監査している)回答社数に占める割合
 ・承認プロセスの監査が最も多い決算短信の場合とは異なり(問 11-4)、有価証券報告書の場合は「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が 72.6%と最も多い。「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」は、監査役(会)設置会社では 70.5%、指名委員会等設置会社では 70.4%とそれぞれ最も多く同様の傾向を示している(監査役(会)設置会社版問 12-6、指名委員会等設置会社版問 9-6 参照)。

<参考>

決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数(問 11-3、問 12-5 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
短信も有報も監査する	241	266	239	263	2	3	216	235	25	31
	55.7%	55.6%	56.1%	56.2%	28.6%	30.0%	54.8%	56.1%	64.1%	52.5%
短信は監査するが有報は監査しない	42	33	40	33	2	0	39	29	3	4
	9.7%	6.9%	9.4%	7.1%	28.6%	0.0%	9.9%	6.9%	7.7%	6.8%
短信は監査しないが有報は監査する	54	45	52	44	2	1	49	40	5	5
	12.5%	9.4%	12.2%	9.4%	28.6%	10.0%	12.4%	9.5%	12.8%	8.5%
短信も有報も監査しない	96	134	95	128	1	6	90	115	6	19
	22.2%	28.0%	22.3%	27.4%	14.3%	60.0%	22.8%	27.4%	15.4%	32.2%
回答社数	433	478	426	468	7	10	394	419	39	59
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では、決算短信、有価証券報告書ともに監査を行う会社の比率が前回から 0.1 ポイント減少したものの 55.6%と最も多く、数値の傾向は監査役(会)設置会社とほぼ同様である。

問 13-1 株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 行った	428	474	409	452	19	22	381	409	47	65
	93.9%	92.8%	96.0%	96.2%	63.3%	53.7%	94.8%	94.5%	87.0%	84.4%
2. 行わなかった	28	37	17	18	11	19	21	24	7	12
	6.1%	7.2%	4.0%	3.8%	36.7%	46.3%	5.2%	5.5%	13.0%	15.6%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員からの口頭報告を行った会社は全体で前回から 1.1 ポイント減少したものの 92.8%と大半を占めており、監査役(会)設置会社の 83.8%、指名委員会等設置会社の 88.1%と比べると高くなっている。上場会社の比率を見ると、監査等委員会設置会社が 96.2%であるのに対し、監査役(会)設置会社では 97.5%、指名委員会等設置会社では 92.1%となっており、多少監査役(会)設置会社に近い傾向となっているものの、大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 13-1、指名委員会等設置会社版問 10-1 参照)。

問 13-2 株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 質問があった	24	26	24	25	0	1	23	20	1	6
	5.3%	5.1%	5.6%	5.3%	0.0%	2.4%	5.7%	4.6%	1.9%	7.8%
2. 質問はなかった	432	485	402	445	30	40	379	413	53	71
	94.7%	94.9%	94.4%	94.7%	100.0%	97.6%	94.3%	95.4%	98.1%	92.2%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員に関連した質問があった会社は全体で前回から 0.2 ポイント減少し 5.1%であり、指名委員会等設置会社の 4.8%と同様、監査役(会)設置会社の 2.5%に比べるとやや多くなっている(監査役(会)設置会社版問 13-2、指名委員会等設置会社版問 10-2 参照)。

問 13-3 株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 重点監査項目について	2	2	2	2	0	0	2	1	0	1
	8.3%	7.7%	8.3%	8.0%	0.0%	0.0%	8.7%	5.0%	0.0%	16.7%
2. 実査・往査について	1	3	1	3	0	0	1	1	0	2
	4.2%	11.5%	4.2%	12.0%	0.0%	0.0%	4.3%	5.0%	0.0%	33.3%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	5	0	5	0	0	0	3	0	2
	0.0%	19.2%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.0%	33.3%
4. 監査体制について	2	3	2	3	0	0	2	2	0	1
	8.3%	11.5%	8.3%	12.0%	0.0%	0.0%	8.7%	10.0%	0.0%	16.7%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1
	0.0%	7.7%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	16.7%
7. 会計監査人の監査結果について	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
10. 監査等委員会の運営・議題について	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 社外監査等委員の独立性について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12. 社外監査等委員の役割や意思疎通の状況等について	2	1	2	1	0	0	2	1	0	0
	8.3%	3.8%	8.3%	4.0%	0.0%	0.0%	8.7%	5.0%	0.0%	0.0%
13. 監査等委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	2	3	2	3	0	0	2	3	0	0
	8.3%	11.5%	8.3%	12.0%	0.0%	0.0%	8.7%	15.0%	0.0%	0.0%
14. 補欠監査等委員の選任について	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15. 監査等委員の監査結果について	2	2	2	2	0	0	2	2	0	0
	8.3%	7.7%	8.3%	8.0%	0.0%	0.0%	8.7%	10.0%	0.0%	0.0%
16. 監査等委員の財務・会計に関する知見について	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%
17. 役員報酬について	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	0.0%	3.8%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%
18. 監査等委員会監査報告の記載内容について	2	1	2	1	0	0	2	1	0	0
	8.3%	3.8%	8.3%	4.0%	0.0%	0.0%	8.7%	5.0%	0.0%	0.0%
19. 指名・報酬に関する意見陳述権について	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0
	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20. その他	14	8	14	7	0	1	13	6	1	2
	58.3%	30.8%	58.3%	28.0%	0.0%	100.0%	56.5%	30.0%	100.0%	33.3%
回答社数	24	26	24	25	0	1	23	20	1	6

- *比率は問 13-2 で選択肢 1(質問があった)回答社数に占める割合
- 全体として少数に留まるものの、「3. 企業集団の監査、子会社の調査について」が 19.2%と最も多い。

問 13-4 株主総会における監査等委員に関連した質問への回答

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員が回答した	21	20	21	19	0	1	20	14	1	6
	87.5%	76.9%	87.5%	76.0%	0.0%	100.0%	87.0%	70.0%	100.0%	100.0%
2. 監査等委員は回答しなかった	3	6	3	6	0	0	3	6	0	0
	12.5%	23.1%	12.5%	24.0%	0.0%	0.0%	13.0%	30.0%	0.0%	0.0%
回答社数	24	26	24	25	0	1	23	20	1	6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 「1. 監査等委員が回答した」が前回から 10.6 ポイント減少して全体の 76.9%となっているが、件数が少数に留まるため傾向を判断することは難しい。

Ⅲ 取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について

問 14-1 取締役会の年間の開催数及び議案数

(平均)	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
開催数(回)	14.74	14.48	14.71	14.48	15.17	14.49	14.52	14.18	16.35	16.10
決議事項(件)	38.84	39.40	38.89	39.25	38.00	41.12	38.55	38.91	40.98	42.42
報告事項(件)	39.28	45.93	39.51	46.00	35.77	45.07	39.52	45.64	37.54	47.97

・大会社以外で若干数値が多いが、すべての会社区分において開催数及び議案数に目立った差はない。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役(会)設置会社に比べて決議事項、報告事項とも6~7件程度の差があるが、上場会社ではほとんど差がない。一方、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある。また、上場会社と非上場会社で数値に差があった監査役(会)設置会社の場合と異なる傾向が出ている(監査役(会)設置会社版問14-1、指名委員会等設置会社版問12-1参照)。

問 14-2 取締役会付議事項(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 会社法399条の13 5項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	82	101	78	92	4	9	71	85	11	16
	18.0%	19.8%	18.3%	19.6%	13.3%	22.0%	17.7%	19.6%	20.4%	20.8%
2. 会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	167	190	157	177	10	13	153	171	14	19
	36.6%	37.2%	36.9%	37.7%	33.3%	31.7%	38.1%	39.5%	25.9%	24.7%
3. 会社法399条の13 5項もしくは会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいるが、法定事項に絞り込む傾向がある	40	42	38	39	2	3	37	39	3	3
	8.8%	8.2%	8.9%	8.3%	6.7%	7.3%	9.2%	9.0%	5.6%	3.9%
4. 会社法399条の13 5項もしくは会社法399条の13 6項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいるが、「重要」、「多額」の解釈を変更して絞り込む傾向がある	59	68	58	63	1	5	57	60	2	8
	12.9%	13.3%	13.6%	13.4%	3.3%	12.2%	14.2%	13.9%	3.7%	10.4%
5. 変化はない	190	196	173	179	17	17	161	154	29	41
	41.7%	38.4%	40.6%	38.1%	56.7%	41.5%	40.0%	35.6%	53.7%	53.2%
6. その他(自由記載)	7	15	7	14	0	1	4	12	3	3
	1.5%	2.9%	1.6%	3.0%	0.0%	2.4%	1.0%	2.8%	5.6%	3.9%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・最も多いのは「5. 変化はない」で全体では前回から 3.3 ポイント減少して 38.4%であるが、監査役(会)設置会社では 79.3%であったのと比較すると何らかの変化のあった割合が多くなっており、監査等委員会設置会社への移行を契機に業務執行の決定を取締役に委任する会社はかなりあるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 14-2 参照)。

問 14-2 「6. その他」の記載例

- ・定款では、取締役会の決議で委任できるようになっているが、未だ決議がなされていない。
- ・定款変更を行い経営会議に一定の委任を行っているが、決議事項のほとんどは監査役会当時と同様に取締役会で決議している。
- ・重要性、金額の少ない案件について、取締役会の付議基準を変更し、常勤取締役会の付議事項に変更したものがある。

問 14-3 取締役会の平均所要時間

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 1時間未満	99	113	91	100	8	13	83	77	16	35
	21.7%	22.1%	21.4%	21.3%	26.7%	31.7%	20.6%	17.8%	29.6%	45.5%
2. 1時間以上～2時間未満	257	279	242	262	15	17	230	249	27	30
	56.4%	54.6%	56.8%	55.7%	50.0%	41.5%	57.2%	57.5%	50.0%	39.0%
3. 2時間以上～3時間未満	79	98	74	90	5	8	71	87	8	11
	17.3%	19.2%	17.4%	19.1%	16.7%	19.5%	17.7%	20.1%	14.8%	14.3%
4. 3時間以上～4時間未満	17	16	15	13	2	3	14	15	3	1
	3.7%	3.1%	3.5%	2.8%	6.7%	7.3%	3.5%	3.5%	5.6%	1.3%
5. 4時間以上	4	5	4	5	0	0	4	5	0	0
	0.9%	1.0%	0.9%	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	0.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 1時間以上～2時間未満」が前回から 1.8 ポイント減少したものの全体の 54.6%と最も多い。監査役(会)設置会社では、「2. 1時間以上～2時間未満」が最も多いものの、「1. 1時間未満」との差が 10 ポイントに留まっている一方、指名委員会等設置会社では「3. 2時間以上～3時間未満」が最多となっており、監査等委員会設置会社は両者の中間に位置するといえる(監査役(会)設置会社版問 14-3、指名委員会等設置会社版問 12-2 参照)。
- ・上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は、監査役(会)設置会社ほどは見られない。

問 14-4 取締役会の運営の変化(複数回答可)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 自己評価の実施	234	264	229	253	5	11	225	251	9	13
	51.3%	51.7%	53.8%	53.8%	16.7%	26.8%	56.0%	58.0%	16.7%	16.9%
2. 資料の事前送付	361	403	336	369	25	34	323	348	38	55
	79.2%	78.9%	78.9%	78.5%	83.3%	82.9%	80.3%	80.4%	70.4%	71.4%
3. 事前説明の実施 (社外取締役など一部 を対象とする場合を含 む)	223	262	208	240	15	22	202	241	21	21
	48.9%	51.3%	48.8%	51.1%	50.0%	53.7%	50.2%	55.7%	38.9%	27.3%
4. 特になし	45	43	40	39	5	4	33	26	12	16
	9.9%	8.4%	9.4%	8.3%	16.7%	9.8%	8.2%	6.0%	22.2%	20.8%
5. その他	14	11	14	10	0	1	14	10	0	1
	3.1%	2.2%	3.3%	2.1%	0.0%	2.4%	3.5%	2.3%	0.0%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社は、全体で 0.4 ポイント増加し、前回に引き続き過半数を超えた。一方、資料の事前送付を実施している会社は全体で 0.3 ポイント減少しているが、社数では増加している。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化ありとする選択肢 1～3 の回答がいずれも大半を占める指名委員会等設置会社とは異なり、監査役(会)設置会社の上場会社の傾向に近い。なお、監査役(会)設置会社でも上場会社で選択肢 1 の比率が増加して 56.0%に達するなど数値の変化が見られており、今後の動向が注目される(監査役(会)設置会社版問 14-4、指名委員会等設置会社版問 12-3 参照)。

問 14-4 「5. その他」の記載例

- ・必要に応じて経営会議での議論の紹介、タブレット端末による会議資料の事前閲覧
- ・4 半期毎の取締役会では社外取締役が理解しやすいようパワーポイントを使って業績等を説明している。
- ・事前に経営会議で協議する議案が多い。経営会議は常勤監査等委員が出席していて、非常勤社外監査等委員には議案をメール配信している。
- ・資料についてはルール上はデータベースの貼り付けを 2 日前までにというルールだが、場合によって前日夕刻になったり、当日朝の場合すらある。実効性評価では社外の人からはもう少し早くという要望があった。

問 14-5 取締役会における監査等委員の発言状況(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 議長からの求めに応じて発言している	72	79	67	75	5	4	68	68	4	11
	15.8%	15.5%	15.7%	16.0%	16.7%	9.8%	16.9%	15.7%	7.4%	14.3%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	441	489	411	449	30	40	389	413	52	75
	96.7%	95.7%	96.5%	95.5%	100.0%	97.6%	96.8%	95.4%	96.3%	97.4%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	38	38	37	34	1	4	34	31	4	7
	8.3%	7.4%	8.7%	7.2%	3.3%	9.8%	8.5%	7.2%	7.4%	9.1%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	0.4%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	1.9%	0.0%
5. その他	1	4	1	4	0	0	1	3	0	1
	0.2%	0.8%	0.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	0.7%	0.0%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・全体の 95.7%の会社で「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役(会)設置会社の 83.5%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の 97.6%とほぼ同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 14-5、指名委員会等設置会社版問 12-4 参照)。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる。

問 14-6 取締役会における監査等委員の発言内容(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 法令・定款への遵守性	352 77.2%	376 73.6%	332 77.9%	346 73.6%	20 66.7%	30 73.2%	310 77.1%	316 73.0%	42 77.8%	60 77.9%
2. 経営判断原則の履行の充分性	282 61.8%	311 60.9%	260 61.0%	286 60.9%	22 73.3%	25 61.0%	251 62.4%	272 62.8%	31 57.4%	38 49.4%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	407 89.3%	457 89.4%	383 89.9%	421 89.6%	24 80.0%	36 87.8%	362 90.0%	389 89.8%	45 83.3%	67 87.0%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	282 61.8%	300 58.7%	264 62.0%	272 57.9%	18 60.0%	28 68.3%	251 62.4%	257 59.4%	31 57.4%	43 55.8%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	103 22.6%	118 23.1%	98 23.0%	109 23.2%	5 16.7%	9 22.0%	95 23.6%	104 24.0%	8 14.8%	14 18.2%
6. 同業他社における対応、それとの差異	89 19.5%	110 21.5%	84 19.7%	103 21.9%	5 16.7%	7 17.1%	78 19.4%	93 21.5%	11 20.4%	17 22.1%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	167 36.6%	192 37.6%	163 38.3%	179 38.1%	4 13.3%	13 31.7%	152 37.8%	166 38.3%	15 27.8%	26 33.8%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	257 56.4%	281 55.0%	240 56.3%	261 55.5%	17 56.7%	20 48.8%	222 55.2%	235 54.3%	35 64.8%	45 58.4%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	219 48.0%	238 46.6%	211 49.5%	223 47.4%	8 26.7%	15 36.6%	195 48.5%	201 46.4%	24 44.4%	37 48.1%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	219 48.0%	229 44.8%	213 50.0%	221 47.0%	6 20.0%	8 19.5%	197 49.0%	203 46.9%	22 40.7%	26 33.8%
11. 株主以外のステークホルダーの利益の視点	124 27.2%	141 27.6%	120 28.2%	136 28.9%	4 13.3%	5 12.2%	114 28.4%	127 29.3%	10 18.5%	14 18.2%
12. 取締役と会社の利益相反の有無		143 28.0%		132 28.1%		11 26.8%		121 27.9%		22 28.6%
13. その他	22 4.8%	18 3.5%	21 4.9%	17 3.6%	1 3.3%	1 2.4%	21 5.2%	17 3.9%	1 1.9%	1 1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、89.4%となっている。次いで、「1. 法令・定款への遵守性」が 73.6%、3 番目は「2. 経営判断原則の履行の充分性」で 60.9%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」82.9%、「1. 法令・定款への遵守性」77.2%、「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」59.9%となっており、指名委員会等設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」97.6%、「1. 法令・定款への遵守性」88.1%、「2. 経営判断原則の履行の充分性」と「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」がいずれも 81.0%、となっており、どちらかという監査役(会)設置会社と似た傾向にあるといえる。また、「10. 株主に与える影響、株主利益の視点」と「11. 株主以外のステークホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問 14-6、指名委員会等設置会社版問 12-5 参照)。

問 15-1 取締役会以外で出席する会議(複数回答可)

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 経営会議など経営に関する重要会議	383	436	358	403	25	33	338	374	45	61
	84.0%	85.3%	84.0%	85.7%	83.3%	80.5%	84.1%	86.4%	83.3%	79.2%
2. 執行役員や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議(執行役員会議等)	241	249	230	231	11	18	215	211	26	38
	52.9%	48.7%	54.0%	49.1%	36.7%	43.9%	53.5%	48.7%	48.1%	49.4%
3. 部長級が出席する部門内会議	117	152	108	139	9	13	105	125	12	27
	25.7%	29.7%	25.4%	29.6%	30.0%	31.7%	26.1%	28.9%	22.2%	35.1%
4. 各種の委員会	275	288	256	266	19	22	245	244	30	43
	60.3%	56.4%	60.1%	56.6%	63.3%	53.7%	60.9%	56.4%	55.6%	55.8%
5. 関係会社決算説明会	94	107	90	101	4	6	86	102	8	5
	20.6%	20.9%	21.1%	21.5%	13.3%	14.6%	21.4%	23.6%	14.8%	6.5%
6. 内部監査部門の監査報告会	256	285	244	256	12	29	231	241	25	43
	56.1%	55.8%	57.3%	54.5%	40.0%	70.7%	57.5%	55.7%	46.3%	55.8%
7. 特になし	9	10	8	10	1	0	8	9	1	1
	2.0%	2.0%	1.9%	2.1%	3.3%	0.0%	2.0%	2.1%	1.9%	1.3%
8. その他	36	32	32	28	4	4	30	26	6	6
	7.9%	6.3%	7.5%	6.0%	13.3%	9.8%	7.5%	6.0%	11.1%	7.8%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・最も多いのは「1. 経営会議など経営に関する重要会議」であり、前回から 1.3 ポイント増加して全体の 85.3%となっている。次いで、「4. 各種の委員会」が前回から 3.9 ポイント減少して 56.4%、3 番目は「6. 内部監査部門の監査報告会」で前回から 0.3 ポイント減少して 55.8%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して傾向に大きな違いはない(監査役(会)設置会社版問 15-1、指名委員会等設置会社版問 13-1 参照)。

問 15-2 経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 執行側提案に影響を与えたことがある	122	138	115	127	7	11	110	120	12	17
	31.9%	31.7%	32.1%	31.5%	28.0%	33.3%	32.5%	32.1%	26.7%	27.9%
2. 監査等委員は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査等委員が指摘しなければならない事態は生じていない	87	90	80	83	7	7	76	75	11	15
	22.7%	20.6%	22.3%	20.6%	28.0%	21.2%	22.5%	20.1%	24.4%	24.6%
3. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	129	162	122	150	7	12	112	140	17	22
	33.7%	37.2%	34.1%	37.2%	28.0%	36.4%	33.1%	37.4%	37.8%	36.1%
4. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
5. 監査等委員が指摘しなければならないような状況は生じていない	38	41	34	38	4	3	33	35	5	6
	9.9%	9.4%	9.5%	9.4%	16.0%	9.1%	9.8%	9.4%	11.1%	9.8%
6. その他	6	4	6	4	0	0	6	3	0	1
	1.6%	0.9%	1.7%	1.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.8%	0.0%	1.6%
回答社数	383	436	358	403	25	33	338	374	45	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では選択肢 3 が 37.2%と最も多くなっているが、選択肢 1 も 31.7%で続いており、拮抗している。
- ・「4. 指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は 0.2%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 15-2、指名委員会等設置会社版問 13-2 参照)。

問 15-2 「1. 執行側提案に影響を与えたことがある」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・1、従業員の人事異動希望調査の社内イントラ掲載文案が上長を付度し正直に提出しない可能性が考えられる文案であったため、訂正させた。 ・2、コーポレートガバナンス・コード開示内容の執行部原案の中で、ステークホルダーに対し説明不足や実状と異なる部分について指摘を行い、訂正させた。 ・監査等委員会による取締役の評価実施と取締役の報酬・取締役の人事に関する監査等委員会の意見醸成。取締役報酬基準の策定。取締役会の実効性評価の実施。 ・事業計画作成において、必要と思われる項目の作成依頼及び精度向上を要請した。具体的には「資金計画」の作成を要請した。 ・設備投資案件によるリスク回避(キャッシュフローが長期のもの)による否決事案。不良在庫処分による減損指示等。
--

- ・経営判断の原則に照らし、取締役会で提供されるべき判断材料提供の追加を指示。健全な利益極大に繋がるリスクマネジメントとリスクテイキングの後押し。等。
- ・中長期事業戦略の立案プロセスの合理化、非常に重要な事業案件におけるリスク分析の多面化など。

問 15-2 「6. その他」の記載例

- ・経営会議にオブザーバーとして出席しており、発言権はない。
- ・提案に影響とまでは言えないが、例えば収支計画の蓋然性が見えにくい案件等書面上不明な点について意見を述べ、起案書の修正をしてもらうことは時々ある。

問 15-3 出席する委員会(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 指名委員会(取締役候補者対象)	57 20.7%	80 27.8%	55 21.5%	78 29.3%	2 10.5%	2 9.1%	55 22.4%	75 30.7%	2 6.7%	5 11.6%
2. 人事委員会(執行役員以下対象)	17 6.2%	30 10.4%	16 6.3%	29 10.9%	1 5.3%	1 4.5%	17 6.9%	29 11.9%	0 0.0%	1 2.3%
3. 報酬委員会	58 21.1%	79 27.4%	57 22.3%	77 28.9%	1 5.3%	2 9.1%	56 22.9%	75 30.7%	2 6.7%	4 9.3%
4. ガバナンス委員会	33 12.0%	37 12.8%	32 12.5%	37 13.9%	1 5.3%	0 0.0%	32 13.1%	31 12.7%	1 3.3%	6 14.0%
5. コンプライアンス委員会	193 70.2%	208 72.2%	177 69.1%	190 71.4%	16 84.2%	18 81.8%	172 70.2%	175 71.7%	21 70.0%	33 76.7%
6. 内部統制委員会	122 44.4%	117 40.6%	115 44.9%	111 41.7%	7 36.8%	6 27.3%	110 44.9%	98 40.2%	12 40.0%	19 44.2%
7. リスク管理委員会	173 62.9%	170 59.0%	161 62.9%	158 59.4%	12 63.2%	12 54.5%	155 63.3%	147 60.2%	18 60.0%	22 51.2%
8. その他	80 29.1%	91 31.6%	74 28.9%	84 31.6%	6 31.6%	7 31.8%	73 29.8%	79 32.4%	7 23.3%	12 27.9%
回答社数	275	288	256	266	19	22	245	244	30	43

- ・最も多いのは「5. コンプライアンス委員会」で全体の 72.2%となっており、次いで「7. リスク管理委員会」が 59.0%であり、この点については他の機関設計と同様である(監査役(会)設置会社版問 15-3、指名委員会等設置会社版問 13-3 参照)。
- ・「1. 指名委員会」「3. 報酬委員会」は、監査役(会)設置会社と同様、非設置の会社が大半を占めているが(問 5 参照)、いずれも出席の割合が 3 割弱あり、5%前後に留まる監査役(会)設置会社とは異なる。監査等委員会に、監査等委員でない取締役の選任等・報酬等に対する意見陳述権が付与されていることが影響しているものと思われる。

問 16-1 個別事象に対する監査等委員の対応

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査等委員の対応別社数
(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	189	221	170	201	19	20	164	187	25	33
	79.7%	79.5%	78.3%	79.1%	95.0%	83.3%	80.0%	79.2%	78.1%	80.5%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	192	204	176	186	16	18	169	171	23	32
	81.0%	73.4%	81.1%	73.2%	80.0%	75.0%	82.4%	72.5%	71.9%	78.0%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	108	135	98	123	10	12	91	116	17	18
	45.6%	48.6%	45.2%	48.4%	50.0%	50.0%	44.4%	49.2%	53.1%	43.9%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	86	114	80	103	6	11	76	97	10	17
	36.3%	41.0%	36.9%	40.6%	30.0%	45.8%	37.1%	41.1%	31.3%	41.5%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	83	118	77	109	6	9	70	102	13	16
	35.0%	42.4%	35.5%	42.9%	30.0%	37.5%	34.1%	43.2%	40.6%	39.0%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	22	27	20	25	2	2	19	25	3	2
	9.3%	9.7%	9.2%	9.8%	10.0%	8.3%	9.3%	10.6%	9.4%	4.9%
7. 上記以外の対応	7	5	6	4	1	1	5	3	2	2
	3.0%	1.8%	2.8%	1.6%	5.0%	4.2%	2.4%	1.3%	6.3%	4.9%
回答社数(「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く)	237	278	217	254	20	24	205	236	32	41
	(52.0%)	(54.4%)	(50.9%)	(54.0%)	(66.7%)	(58.5%)	(51.0%)	(54.5%)	(59.3%)	(53.2%)
*比率は選択肢 8(そのような局面に遭遇することはなかった)を除く回答社数に対する割合										
8. そのような局面に遭遇することはなかった	219	233	209	216	10	17	197	197	22	36
	(48.0%)	(45.6%)	(49.1%)	(46.0%)	(33.3%)	(41.5%)	(49.0%)	(45.5%)	(40.7%)	(46.8%)
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

*選択肢 8(そのような局面に遭遇することはなかった)の比率は、総回答社数に対する割合
・問題が発生した場合の対応については、「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 0.2 ポイント減少したが 79.5%と最も多く、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 7.6 ポイント減少して 73.4%で続いており、大半の監査等委員が情報収集に努めている。また、「3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 3.0 ポイント増加して 48.6%となっている。選択肢 1 が最多である点を含め、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 16-1、指名委員会等設置会社版問 14-1 参照)。

問 16-2 社長・経営トップとの対話機会

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 1～2回	116	131	112	120	4	11	105	114	11	16
	25.4%	25.6%	26.3%	25.5%	13.3%	26.8%	26.1%	26.3%	20.4%	20.8%
2. 3～4回	131	145	126	135	5	10	116	119	15	26
	28.7%	28.4%	29.6%	28.7%	16.7%	24.4%	28.9%	27.5%	27.8%	33.8%
3. 5～10回	71	100	64	95	7	5	62	89	9	11
	15.6%	19.6%	15.0%	20.2%	23.3%	12.2%	15.4%	20.6%	16.7%	14.3%
4. 11回以上	132	130	118	115	14	15	114	107	18	23
	28.9%	25.4%	27.7%	24.5%	46.7%	36.6%	28.4%	24.7%	33.3%	29.9%
5. なし	6	5	6	5	0	0	5	4	1	1
	1.3%	1.0%	1.4%	1.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.9%	1.9%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 3～4回」が0.3ポイント減少したものの28.4%で最多となったが、全体的に数値が分散しており、対話機会の頻度には会社規模が影響していると思われる。
- ・全体的には、「2. 3～4回」と「4. 11回以上」が拮抗している点で監査役(会)設置会社と似た傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 16-2、指名委員会等設置会社版問 14-2 参照)。

問 16-3 業務執行取締役との情報共有(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける	180	192	169	172	11	20	157	159	23	33
	39.5%	37.6%	39.7%	36.6%	36.7%	48.8%	39.1%	36.7%	42.6%	42.9%
2. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける	297	331	279	309	18	22	267	285	30	45
	65.1%	64.8%	65.5%	65.7%	60.0%	53.7%	66.4%	65.8%	55.6%	58.4%
3. 特になし	15	23	13	22	2	1	12	21	3	2
	3.3%	4.5%	3.1%	4.7%	6.7%	2.4%	3.0%	4.8%	5.6%	2.6%
4. その他	14	15	14	14	0	1	12	14	2	1
	3.1%	2.9%	3.3%	3.0%	0.0%	2.4%	3.0%	3.2%	3.7%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・特に情報共有をしていない会社は前回から 1.2 ポイント増加したものの 4.5%であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている点は変わらない。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が 71.4%と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない(監査役(会)設置会社版問 16-3、指名委員会等設置会社版問 14-3 参照)。

問 16-3 「4. その他」の記載例

- ・監査等委員長がすべての重要会議に出席し、その状況を監査等委員会で他の委員に報告して情報共有している。また監査等委員会として社長面談を年に 2 回実施。
- ・課題があるとみられる部門については必要に応じて監査等委員会に担当責任者が出席し、報告を受け意見交換の機会を設けている。
- ・経営企画会議(部門長会議)、営業会議、製品開発会議、品質委員会等にと取締役(執行役員も兼任)は全員参加しているので、その中で方針の確認、問題点に関する意見交換がされている。
- ・全ての業務執行取締役との個別面談を常勤監査等委員から提案・設定し、年数回、実施している。
- ・往査時に必ず業務執行役員にヒヤリングする、また、他部門での事象について管掌役員へ情報共有する等

問 16-4 監査等委員でない社外取締役との連携(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会に出席 してもらっている	39	48	37	43	2	5	36	40	3	8
	8.6%	9.4%	8.7%	9.1%	6.7%	12.2%	9.0%	9.2%	5.6%	10.4%
2. 常勤の監査等委員が 定期的に情報提供もしくは 意見交換をしている	21	34	21	31	0	3	20	31	1	3
	4.6%	6.7%	4.9%	6.6%	0.0%	7.3%	5.0%	7.2%	1.9%	3.9%
3. 常勤の監査等委員が 必要に応じ情報提供もしくは 意見交換をしている	56	81	51	79	5	2	53	73	3	8
	12.3%	15.9%	12.0%	16.8%	16.7%	4.9%	13.2%	16.9%	5.6%	10.4%
4. 社外の監査等委員が 情報提供もしくは意見交 換をしている	31	52	29	48	2	4	29	46	2	6
	6.8%	10.2%	6.8%	10.2%	6.7%	9.8%	7.2%	10.6%	3.7%	7.8%
5. 特に情報提供もしくは 意見交換はしていない	40	50	39	43	1	7	38	44	2	6
	8.8%	9.8%	9.2%	9.1%	3.3%	17.1%	9.5%	10.2%	3.7%	7.8%
6. 監査等委員でない社 外取締役はいない	302	297	279	276	23	21	257	246	45	50
	66.2%	58.1%	65.5%	58.7%	76.7%	51.2%	63.9%	56.8%	83.3%	64.9%
7. その他	18	26	18	24	0	2	16	22	2	4
	3.9%	5.1%	4.2%	5.1%	0.0%	4.9%	4.0%	5.1%	3.7%	5.2%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

- ・前回同様、監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。
- ・他の機関設計との比較では、監査役(会)設置会社では選択肢2及び3を合わせた「常勤の監査役による情報提供もしくは情報交換」が48.1%であり、指名委員会等設置会社では、「4. 社外の監査委員が情報提供もしくは情報交換をしている」も「3. 常勤の監査等委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている」と並んで28.6%と最も多い。また、監査役(会)設置会社では、「5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が34.3%と高いといった差異がある(監査役(会)設置会社版問16-4、指名委員会等設置会社版問14-4参照)。

問 16-4 「7. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・年に2回監査等委員会と独立社外取締役との連携会議を開催し、必要であればその結果を社長の出席を求めて報告している。 ・定期的な独立社外取締役会合の開催、監査等委員と監査等委員でない社外取締役との定期的な会合を行い、情報共有や意見交換を行っている。 ・社外取締役3名(監査等委員取締役2名と監査等委員でない取締役1名)の部屋に常勤監査等委員の机も設置してもらって、社外取締役が来られるときのみその席に座って情報提供している ・連携するための会議体がある。(コンプライアンス委員会、代表取締役と社外取締役とのミーティング、社外取締役(監査等委員を含む)のみのミーティング)・監査等委員会の海外国内拠点の往査に監査等委員でない社外取締役が同行

問 16-5 監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 1～2回	15	54	15	49	0	5	15	47	0	7
	14.7%	32.9%	15.6%	32.5%	0.0%	38.5%	15.6%	32.9%	0.0%	33.3%
2. 3～4回	24	43	22	42	2	1	24	42	0	1
	23.5%	26.2%	22.9%	27.8%	33.3%	7.7%	25.0%	29.4%	0.0%	4.8%
3. 5～10回	20	23	19	22	1	1	20	21	0	2
	19.6%	14.0%	19.8%	14.6%	16.7%	7.7%	20.8%	14.7%	0.0%	9.5%
4. 11回以上	31	44	28	38	3	6	27	33	4	11
	30.4%	26.8%	29.2%	25.2%	50.0%	46.2%	28.1%	23.1%	66.7%	52.4%
5. なし	12		12		0		10		2	
	11.8%		12.5%		0.0%		10.4%		33.3%	
回答社数	102	164	96	151	6	13	96	143	6	21
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 1～2回」が32.9%で最多となった。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しいが、全体的に監査役(会)設置会社と似た傾向にある(監査役(会)設置会社版問 16-5、指名委員会等設置会社版問 14-5 参照)。

問 17-1 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. あった	432	484	405	445	27	39	381	412	51	71
	94.7%	94.7%	95.1%	94.7%	90.0%	95.1%	94.8%	95.2%	94.4%	92.2%
2. なかった	24	27	21	25	3	2	21	21	3	6
	5.3%	5.3%	4.9%	5.3%	10.0%	4.9%	5.2%	4.8%	5.6%	7.8%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての会社区分において担当取締役等からの事前の情報提供が行われている会社が前回同様9割以上を占めている。他の機関設計とほぼ同じ比率である(監査役(会)設置会社版問 17-1、指名委員会等設置会社版問 15-1 参照)。

問 17-2 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	79	69	70	63	9	6	63	56	16	13
	18.3%	14.3%	17.3%	14.2%	33.3%	15.4%	16.5%	13.6%	31.4%	18.3%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	145	157	136	150	9	7	133	141	12	16
	33.6%	32.4%	33.6%	33.7%	33.3%	17.9%	34.9%	34.2%	23.5%	22.5%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	161	173	152	158	9	15	143	138	18	35
	37.3%	35.7%	37.5%	35.5%	33.3%	38.5%	37.5%	33.5%	35.3%	49.3%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	170	195	158	179	12	16	149	171	21	23
	39.4%	40.3%	39.0%	40.2%	44.4%	41.0%	39.1%	41.5%	41.2%	32.4%
回答社数	432	484	405	445	27	39	381	412	51	71

・全体としては「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が前回から0.9ポイント増加して40.3%と最も多く、続いて多いのは「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」で35.7%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体的に監査役(会)設置会社と傾向が近く、指名委員会等設置会社は選択肢1~2が他の機関設計より低く、選択肢3~4が他の機関設計より高くなっている(監査役(会)設置会社版問 17-2、指名委員会等設置会社版問 15-2 参照)。

問 17-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. あった	373	413	349	382	24	31	327	348	46	64
	81.8%	80.8%	81.9%	81.3%	80.0%	75.6%	81.3%	80.4%	85.2%	83.1%
2. なかった	83	98	77	88	6	10	75	85	8	13
	18.2%	19.2%	18.1%	18.7%	20.0%	24.4%	18.7%	19.6%	14.8%	16.9%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・会計監査人からの情報提供があった会社は、全体で80.8%となっており、全会社区分でほとんど差はない。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様である(監査役(会)設置会社版問 17-3、指名委員会等設置会社版問 15-3 参照)。

問 17-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 報酬原案(当初案)が 作成される前の段階	71	84	63	73	8	11	59	67	12	17
	19.0%	20.3%	18.1%	19.1%	33.3%	35.5%	18.0%	19.3%	26.1%	26.6%
2. 報酬原案(当初案)が 作成され、かつ担当取締 役等と会計監査人との間 で具体的な折衝に入る 前の段階	114	113	106	107	8	6	101	98	13	15
	30.6%	27.4%	30.4%	28.0%	33.3%	19.4%	30.9%	28.2%	28.3%	23.4%
3. 報酬原案(当初案)が 作成され、かつ担当取締 役等と会計監査人との間 で具体的な折衝に入っ た段階	118	140	114	135	4	5	104	117	14	23
	31.6%	33.9%	32.7%	35.3%	16.7%	16.1%	31.8%	33.6%	30.4%	35.9%
4. 報酬原案(当初案)が 作成され、かつ担当取締 役等と会計監査人との間 で報酬額についてほぼ 結論が出された段階	124	131	116	122	8	9	107	114	17	16
	33.2%	31.7%	33.2%	31.9%	33.3%	29.0%	32.7%	32.8%	37.0%	25.0%
回答社数	373	413	349	382	24	31	327	348	46	64

- ・「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が前回から 2.3 ポイント増加して 33.9%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社では「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 33.6%と最も多いが、選択肢 2~4 が拮抗している点では傾向は同じである。一方、指名委員会等設置会社では選択肢 4 が 51.5%と突出して多く、選択肢 2 が 24.2%と低くなっている(監査役(会)設置会社版問 17-4、指名委員会等設置会社版問 15-4 参照)。

問 17-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 十分把握していた	156	154	144	139	12	15	134	119	22	35
	34.2%	30.1%	33.8%	29.6%	40.0%	36.6%	33.3%	27.5%	40.7%	45.5%
2. ある程度把握していた	267	316	252	295	15	21	239	279	28	36
	58.6%	61.8%	59.2%	62.8%	50.0%	51.2%	59.5%	64.4%	51.9%	46.8%
3. 把握は不十分であった	26	34	23	30	3	4	22	29	4	5
	5.7%	6.7%	5.4%	6.4%	10.0%	9.8%	5.5%	6.7%	7.4%	6.5%
4. 全く把握していなかった	7	7	7	6	0	1	7	6	0	1
	1.5%	1.4%	1.6%	1.3%	0.0%	2.4%	1.7%	1.4%	0.0%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 十分把握していた」と「2. ある程度把握していた」の合計は全体で 91.9%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 17-5、指名委員会等設置会社版問 15-5 参照)。

問 17-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 決議事項として付議されている	184	212	174	191	10	21	156	173	28	38
	40.4%	41.5%	40.8%	40.6%	33.3%	51.2%	38.8%	40.0%	51.9%	49.4%
2. 報告事項として付議されている	85	104	80	96	5	8	71	85	14	19
	18.6%	20.4%	18.8%	20.4%	16.7%	19.5%	17.7%	19.6%	25.9%	24.7%
3. 付議されていない	187	195	172	183	15	12	175	175	12	20
	41.0%	38.2%	40.4%	38.9%	50.0%	29.3%	43.5%	40.4%	22.2%	26.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で前回から 2.9 ポイント増加し 61.9%であり、過半数の会社で会計監査人の報酬額が取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社とは同様であるが、「3. 付議されていない」が 57.1%の指名委員会等設置会社とは異なる状況である(監査役(会)設置会社版問 17-6、指名委員会等設置会社版問 15-6 参照)。

問 17-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	254	295	236	266	18	29	226	248	28	46
	55.7%	57.7%	55.4%	56.6%	60.0%	70.7%	56.2%	57.3%	51.9%	59.7%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査等委員会で代替案を作成する	33	26	31	24	2	2	29	20	4	6
	7.2%	5.1%	7.3%	5.1%	6.7%	4.9%	7.2%	4.6%	7.4%	7.8%
3. 原案の作成等は監査等委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	88	83	83	80	5	3	78	73	10	10
	19.3%	16.2%	19.5%	17.0%	16.7%	7.3%	19.4%	16.9%	18.5%	13.0%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査等委員会側が自ら準備する	67	77	65	74	2	3	59	68	8	9
	14.7%	15.1%	15.3%	15.7%	6.7%	7.3%	14.7%	15.7%	14.8%	11.7%
5. その他	14	30	11	26	3	4	10	24	4	6
	3.1%	5.9%	2.6%	5.5%	10.0%	9.8%	2.5%	5.5%	7.4%	7.8%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・会計監査人選任議案については執行側で主導している会社(選択肢 1 及び 2)が前回から 0.1 ポイント減少し、全体で 62.8%と過半数を占めている。
- ・監査等委員会側が主導して準備する会社(選択肢 3 及び 4)は前回より 2.7 ポイント減少し 31.3%に留まっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)」が、監査役(会)設置会社で 26.7%、指名委員会等設置会社で 45.3%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が 26.7%あることを勘案すると議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高くなることとなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(監査役(会)設置会社版問 17-7、指名委員会等設置会社版問 15-7 参照)。

問 17-8 会計監査人の選任又は再任

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 今期新たに選任した	22	25	18	23	4	2	18	19	4	6
	4.8%	4.9%	4.2%	4.9%	13.3%	4.9%	4.5%	4.4%	7.4%	7.8%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	433	484	408	445	25	39	384	413	49	70
	95.0%	94.7%	95.8%	94.7%	83.3%	95.1%	95.5%	95.4%	90.7%	90.9%
3. その他	1	2	0	2	1	0	0	1	1	1
	0.2%	0.4%	0.0%	0.4%	3.3%	0.0%	0.0%	0.2%	1.9%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」が全体で 94.7%となっており、ほとんどの会社が再任していることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 17-8、指名委員会等設置会社版問 15-8 参照)。

問 17-9-1 会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会で審議した	403	444	383	412	20	32	358	384	45	60
	93.1%	91.7%	93.9%	92.6%	80.0%	82.1%	93.2%	93.0%	91.8%	85.7%
2. 監査等委員会で審議していないが、監査等委員間の確認を取った	24	32	20	29	4	3	21	25	3	7
	5.5%	6.6%	4.9%	6.5%	16.0%	7.7%	5.5%	6.1%	6.1%	10.0%
3. 監査等委員会で審議しておらず、また、監査等委員間の確認も取っていない	6	8	5	4	1	4	5	4	1	3
	1.4%	1.7%	1.2%	0.9%	4.0%	10.3%	1.3%	1.0%	2.0%	4.3%
回答社数	433	484	408	445	25	39	384	413	49	70
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会で審議した」会社は全体の 91.7%であり、大半の会社では監査等委員会での審議が行われているが、非上場会社では全体に比べ約 10 ポイント程度低い比率となっている。「監査役(会)もしくは監査委員会で審議した」が、監査役(会)設置会社では全体で 73.9%、指名委員会等設置会社では全体で 100.0%と指名委員会等設置会社に近いが、非上場会社については 100%である指名委員会等設置会社と 53.3%である監査役(会)設置会社の間位置している。これは、指名委員会等設置会社のほとんどが上場大会社であり、監査等委員会設置会社においても相当程度の会社が上場大会社であることが影響しているものと思われる(監査役(会)設置会社版問 17-9-1、指名委員会等設置会社版問 15-9-1 参照)。

問 17-9-2 会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 書面で確認の依頼があった	122	153	117	144	5	9	107	135	15	18
	28.2%	31.6%	28.7%	32.4%	20.0%	23.1%	27.9%	32.7%	30.6%	25.7%
2. 口頭で確認の依頼があった	164	191	152	174	12	17	140	157	24	34
	37.9%	39.5%	37.3%	39.1%	48.0%	43.6%	36.5%	38.0%	49.0%	48.6%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	147	140	139	127	8	13	137	121	10	18
	33.9%	28.9%	34.1%	28.5%	32.0%	33.3%	35.7%	29.3%	20.4%	25.7%
回答社数	433	484	408	445	25	39	384	413	49	70
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が全体の 71.1%となっている。約 3 割の会社で依頼がないことについては、気がかりなところである。依頼がない場合の数値は監査役(会)設置会社(30.4%)、指名委員会等設置会社(31.7%)と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 17-9-2、指名委員会等設置会社版問 15-9-2 参照)。

問 17-9-3 会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会の決定を書面で提出した	336	352	319	333	17	19	300	310	36	42
	77.6%	72.7%	78.2%	74.8%	68.0%	48.7%	78.1%	75.1%	73.5%	60.0%
2. 監査等委員会の決定の旨を口頭で伝えた	76	111	71	96	5	15	66	88	10	23
	17.6%	22.9%	17.4%	21.6%	20.0%	38.5%	17.2%	21.3%	20.4%	32.9%
3. 監査等委員会から決定について何も伝えなかった	21	21	18	16	3	5	18	15	3	5
	4.8%	4.3%	4.4%	3.6%	12.0%	12.8%	4.7%	3.6%	6.1%	7.1%
回答社数	433	484	408	445	25	39	384	413	49	70
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会の決定を書面で提出した」が全体で 4.9 ポイント減少したものの 72.7%と最も多い。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社の比率が 61.0%とやや低い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 17-9-3、指名委員会等設置会社版問 15-9-3 参照)。

問 17-10 会計監査人の評価基準

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。	355	359	335	340	20	19	318	313	37	46
	77.9%	70.3%	78.6%	72.3%	66.7%	46.3%	79.1%	72.3%	68.5%	59.7%
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。	20	23	20	22	0	1	20	22	0	1
	4.4%	4.5%	4.7%	4.7%	0.0%	2.4%	5.0%	5.1%	0.0%	1.3%
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。	73	122	65	101	8	21	58	92	15	29
	16.0%	23.9%	15.3%	21.5%	26.7%	51.2%	14.4%	21.2%	27.8%	37.7%
4. その他	8	7	6	7	2	0	6	6	2	1
	1.8%	1.4%	1.4%	1.5%	6.7%	0.0%	1.5%	1.4%	3.7%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体としては選択肢1が70.3%と前回同様最も多いが、選択肢2と合わせると、何らかの評価基準を有する会社は前回より7.5ポイント減少している。
- ・非上場会社や大会社以外では、評価基準を有する会社の比率は相対的に低く、特に非上場会社は選択肢1の比率が20.4ポイント減少している(社数は1社減であるが、対象会社が増えたため比率が大きく減っている)。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社の比率は、監査役(会)設置会社の割合に近く、「3.会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」も、指名委員会等設置会社の2.4%よりも監査役(会)設置会社の28.0%に近い(監査役(会)設置会社版問17-10、指名委員会等設置会社版問15-10参照)。

問 17-10 「4. その他」の記載例(実施項目)

- ・会計監査人の内部監査状況を聴取、委員会で協議・評価。選定に当たっては、複数の監査法人から見積もりを取り比較、委員会で選定し執行側に伝えている。正式決定は取締役会決議。
- ・日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして、会計監査人の品質管理体制や監査現場の立会、監査活動について適宜判断する。

問 18-1 財務報告内部統制報告書の提出会社

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 提出会社である	426	466	419	458	7	8	388	411	38	55
	93.4%	91.2%	98.4%	97.4%	23.3%	19.5%	96.5%	94.9%	70.4%	71.4%
2. 提出会社ではない	30	45	7	12	23	33	14	22	16	22
	6.6%	8.8%	1.6%	2.6%	76.7%	80.5%	3.5%	5.1%	29.6%	28.6%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出していない。指名委員会等設置会社では提出している会社はすべて上場会社であるが、監査役(会)設置会社と比較すると、非上場会社で提出している会社の比率が、監査役(会)設置会社(4.2%)に比べやや多い(監査役(会)設置会社版問 18-1、指名委員会等設置会社版問 16-1 参照)。

問 18-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 財務報告内部統制監査を踏 まえた監査人の監査計画につ いて報告・説明を受けた	373	407	370	403	3	4	343	364	30	43
	87.6%	87.3%	88.3%	88.0%	42.9%	50.0%	88.4%	88.6%	78.9%	78.2%
2. 財務報告内部統制監査を踏 まえた監査等委員会の監査計画 を監査人に説明した	141	143	141	142	0	1	129	127	12	16
	33.1%	30.7%	33.7%	31.0%	0.0%	12.5%	33.2%	30.9%	31.6%	29.1%
3. 四半期に1回以上、四半期レ ビュー報告聴取時などに監査人 から財務報告内部統制の評価に ついて状況報告を受けた	338	372	336	367	2	5	314	336	24	36
	79.3%	79.8%	80.2%	80.1%	28.6%	62.5%	80.9%	81.8%	63.2%	65.5%
4. 定時株主総会に提出する監 査等委員会監査報告の作成時 点で、監査人から財務報告内部 統制監査の経過報告を「書面 で」受領した(会計監査人の監査 結果の一部として受領した場合 を含む)	274	311	272	308	2	3	252	284	22	27
	64.3%	66.7%	64.9%	67.2%	28.6%	37.5%	64.9%	69.1%	57.9%	49.1%
5. 定時株主総会に提出する監 査等委員会監査報告の作成時 点で、監査人から財務報告内部 統制監査の経過報告を「口頭 で」受領した(会計監査人の監査 結果の一部として受領した場合 を含む)	69	57	67	57	2	0	64	53	5	4
	16.2%	12.2%	16.0%	12.4%	28.6%	0.0%	16.5%	12.9%	13.2%	7.3%
6. 監査等委員会監査報告作成 後定時株主総会前に、監査人か ら財務報告内部統制監査の結果 について報告・説明を受けた (監査人から執行部門への報告 の際に取締役が立ち会った場合 を含む)	121	119	121	119	0	0	114	109	7	10
	28.4%	25.5%	28.9%	26.0%	0.0%	0.0%	29.4%	26.5%	18.4%	18.2%
回答社数	426	466	419	458	7	8	388	411	38	55

*比率は問 18-1 の選択肢 1(内部統制報告書を提出している)回答社数に占める割合
 ・全体で見ると、「監査人の監査計画作成時(選択肢1)」(87.3%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー
 報告時(選択肢 3)」(79.8%)、「定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時(書面で受
 領)(選択肢 4)」(66.7%)といった節目に大半の監査等委員会が監査人から報告を受けていることがう
 かがえる。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査等委員会の監査計画を監査人に説明した」
 は 2.4 ポイント減少して 30.7%と、監査等委員会から監査人への情報提供はあまり進んでいない。この
 傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 18-2、
 指名委員会等設置会社版問 16-2 参照)。

問 19-1 監査等委員会への報告体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	264	277	250	257	14	20	237	239	27	38
	57.9%	54.2%	58.7%	54.7%	46.7%	48.8%	59.0%	55.2%	50.0%	49.4%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	145	188	137	173	8	15	128	159	17	29
	31.8%	36.8%	32.2%	36.8%	26.7%	36.6%	31.8%	36.7%	31.5%	37.7%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	47	46	39	40	8	6	37	35	10	10
	10.3%	9.0%	9.2%	8.5%	26.7%	14.6%	9.2%	8.1%	18.5%	13.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から 3.7 ポイント減少し 54.2%となっている。指名委員会等設置会社では、85.7%であり、傾向は監査役(会)設置会社と同レベルにある。
- ・また、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では 14.3%であるのに対し、監査役(会)設置会社は 36.8%であり、こちらも監査役(会)設置会社と同レベルにある(監査役(会)設置会社版問 19-2、指名委員会等設置会社版問 17-1 参照)。

問 19-2 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	308	334	293	310	15	24	277	287	31	47
	67.5%	65.4%	68.8%	66.0%	50.0%	58.5%	68.9%	66.3%	57.4%	61.0%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	96	117	89	106	7	11	81	100	15	16
	21.1%	22.9%	20.9%	22.6%	23.3%	26.8%	20.1%	23.1%	27.8%	20.8%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	35	32	28	31	7	1	30	26	5	6
	7.7%	6.3%	6.6%	6.6%	23.3%	2.4%	7.5%	6.0%	9.3%	7.8%
4. その他	17	28	16	23	1	5	14	20	3	8
	3.7%	5.5%	3.8%	4.9%	3.3%	12.2%	3.5%	4.6%	5.6%	10.4%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が前回から 2.1 ポイント減少して全体で 65.4%となっている。
- ・傾向としては監査役(会)設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 90.5%、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 9.5%であるのに対し、監査役(会)設置会社では「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 61.0%、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 19.8%となっている(監査役(会)設置会社版問 19-3、指名委員会等設置会社版問 17-2 参照)。

問 19-3 監査等委員会の費用等に係る体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	388	433	366	399	22	34	347	372	41	60
	85.1%	84.7%	85.9%	84.9%	73.3%	82.9%	86.3%	85.9%	75.9%	77.9%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	46	50	42	45	4	5	36	41	10	9
	10.1%	9.8%	9.9%	9.6%	13.3%	12.2%	9.0%	9.5%	18.5%	11.7%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	16	13	13	12	3	1	13	10	3	3
	3.5%	2.5%	3.1%	2.6%	10.0%	2.4%	3.2%	2.3%	5.6%	3.9%
4. その他	6	15	5	14	1	1	6	10	0	5
	1.3%	2.9%	1.2%	3.0%	3.3%	2.4%	1.5%	2.3%	0.0%	6.5%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」は前回から 0.4 ポイント減少しているものの全体で 84.7% と 8 割以上を占め、監査等委員会への報告体制(問 19-1 参照)、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制(問 19-2 参照)よりも多い。
- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では 88.1%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の 80.3%を上回っており、中間と位置付けられる。いずれの機関設計とも高い割合を有している(監査役(会)設置会社版問 19-4、指名委員会等設置会社版問 17-3 参照)。

問 19-4 内部通報制度

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 内部通報制度がある	452	509	424	468	28	41	399	432	53	76
	99.1%	99.6%	99.5%	99.6%	93.3%	100.0%	99.3%	99.8%	98.1%	98.7%
2. 内部通報制度はない	4	2	2	2	2	0	3	1	1	1
	0.9%	0.4%	0.5%	0.4%	6.7%	0.0%	0.7%	0.2%	1.9%	1.3%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 19-5 監査等委員会への通報窓口の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会(もしくは特定の監査等委員)も内部通報の窓口の1つになっている	200	233	185	213	15	20	174	189	26	43
	44.2%	45.8%	43.6%	45.5%	53.6%	48.8%	43.6%	43.8%	49.1%	56.6%
2. 監査等委員は内部通報の窓口になっていない	252	276	239	255	13	21	225	243	27	33
	55.8%	54.2%	56.4%	54.5%	46.4%	51.2%	56.4%	56.3%	50.9%	43.4%
回答社数	452	509	424	468	28	41	399	432	53	76
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員が内部通報の窓口になっている会社は全体で1.6ポイント増加し45.8%となっている。監査役(会)設置会社よりは高く、指名委員会等設置会社と同等の比率である(それぞれ33.5%、42.9%) (監査役(会)設置会社版問19-6、指名委員会等設置会社版問17-5参照)。

問 20-1 監査等委員の報酬等の制度(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	20	27	18	25	2	2	17	25	3	2
	4.6%	5.4%	4.4%	5.4%	6.9%	5.3%	4.4%	5.9%	5.6%	2.6%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	416	471	389	436	27	35	365	395	51	75
	95.0%	94.2%	95.1%	94.4%	93.1%	92.1%	95.1%	93.6%	94.4%	97.4%
3. 賞与の支給制度	51	50	50	48	1	2	47	44	4	6
	11.6%	10.0%	12.2%	10.4%	3.4%	5.3%	12.2%	10.4%	7.4%	7.8%
4. 退職慰労金の支給制度	49	44	46	41	3	3	39	38	10	6
	11.2%	8.8%	11.2%	8.9%	10.3%	7.9%	10.2%	9.0%	18.5%	7.8%
5. ストック・オプションの支給制度	11	13	9	7	2	6	8	7	3	6
	2.5%	2.6%	2.2%	1.5%	6.9%	15.8%	2.1%	1.7%	5.6%	7.8%
回答社数	438	500	409	462	29	38	384	422	54	77

・ほとんどの会社が「2. 月額報酬(定額基本給のみ)」であることは、監査役(会)設置会社と同様で、業績連動を組み合わせる比率が一定比率ある指名委員会等設置会社の数値(83.9%)とは異なる。なお、「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は全体の 8.8%であり、監査役(会)設置会社(20.9%)と指名委員会等設置会社(3.2%)の中間と位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 20-1、指名委員会等設置会社版問 18-1 参照)。

問 20-2 監査等委員への賞与の支給の有無

(問 20-1 で3.賞与の支給制度ありと回答した会社の支給状況別社数)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員への賞与の支給があった	44	44	44	42	0	2	40	38	4	6
	86.3%	88.0%	88.0%	87.5%	0.0%	100.0%	85.1%	86.4%	100.0%	100.0%
2. 監査等委員への賞与の支給はなかった	7	6	6	6	1	0	7	6	0	0
	13.7%	12.0%	12.0%	12.5%	100.0%	0.0%	14.9%	13.6%	0.0%	0.0%
回答社数	51	50	50	48	1	2	47	44	4	6
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員の賞与制度を採用している会社で実際に支給されているケースは全体の 88.0%であり、監査役(会)設置会社(92.2%)に比べ多少低い比率となっている。なお、指名委員会等設置会社では 50.0%であるが、回答社数が少ないため、機関設計としての比較は難しい(監査役(会)設置会社版問 20-2、指名委員会等設置会社版問 18-2 参照)。

問 20-3 監査等委員の年額報酬額(全体)

監査等委員年額報酬額(ストック・オプション、退職慰労金を除く)のレベル別人数

全体 上段:人数 下段:比率	2017年					2018年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	3 0.9%	3 2.4%	8 16.3%	113 12.4%	127 9.1%	1 0.3%	5 3.5%	14 25.5%	121 11.3%	141 8.8%
2. 200万円以上～ 500万円未満	6 1.9%	21 16.8%	25 51.0%	412 45.4%	464 33.1%	8 2.4%	22 15.3%	21 38.2%	491 45.8%	542 33.7%
3. 500万円以上～ 750万円未満	33 10.3%	28 22.4%	11 22.4%	254 28.0%	326 23.3%	35 10.3%	39 27.1%	10 18.2%	285 26.6%	369 22.9%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	43 13.4%	19 15.2%	3 6.1%	76 8.4%	141 10.1%	48 14.1%	22 15.3%	3 5.5%	100 9.3%	173 10.7%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	57 17.8%	22 17.6%	1 2.0%	25 2.8%	105 7.5%	64 18.8%	22 15.3%	5 9.1%	39 3.6%	130 8.1%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	55 17.2%	6 4.8%	1 2.0%	17 1.9%	79 5.6%	46 13.5%	11 7.6%	2 3.6%	18 1.7%	77 4.8%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	36 11.3%	8 6.4%	0 0.0%	7 0.8%	51 3.6%	44 12.9%	7 4.9%	0 0.0%	11 1.0%	62 3.9%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	36 11.3%	14 11.2%	0 0.0%	2 0.2%	52 3.7%	38 11.2%	8 5.6%	0 0.0%	4 0.4%	50 3.1%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	31 9.7%	4 3.2%	0 0.0%	2 0.2%	37 2.6%	31 9.1%	8 5.6%	0 0.0%	2 0.2%	41 2.5%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	10 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 0.7%	13 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 0.8%
11. 3,000万円以上	10 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 0.7%	12 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 0.7%
合計人数	320 100.0%	125 100.0%	49 100.0%	908 100.0%	1,402 100.0%	340 100.0%	144 100.0%	55 100.0%	1071 100.0%	1610 100.0%

(上場/非上場別)

上場会社 上段:人数 下段:比率	2017年					2018年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	2	3	6	95	106	1	2	9	100	112
	0.7%	2.7%	12.8%	11.2%	8.1%	0.3%	1.6%	18.4%	10.1%	7.5%
2. 200万円以上～ 500万円未満	6	16	25	388	435	7	16	21	451	495
	2.0%	14.5%	53.2%	45.7%	33.3%	2.2%	13.1%	42.9%	45.5%	33.4%
3. 500万円以上～ 750万円未満	29	23	11	245	308	32	31	9	275	347
	9.6%	20.9%	23.4%	28.9%	23.6%	9.9%	25.4%	18.4%	27.7%	23.4%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	39	16	3	72	130	45	18	3	94	160
	13.0%	14.5%	6.4%	8.5%	9.9%	14.0%	14.8%	6.1%	9.5%	10.8%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	55	21	1	25	102	61	21	5	39	126
	18.3%	19.1%	2.1%	2.9%	7.8%	18.9%	17.2%	10.2%	3.9%	8.5%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	55	6	1	14	76	46	11	2	15	74
	18.3%	5.5%	2.1%	1.6%	5.8%	14.3%	9.0%	4.1%	1.5%	5.0%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	33	8	0	7	48	40	7	0	11	58
	11.0%	7.3%	0.0%	0.8%	3.7%	12.4%	5.7%	0.0%	1.1%	3.9%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	34	14	0	1	49	38	8	0	4	50
	11.3%	12.7%	0.0%	0.1%	3.7%	11.8%	6.6%	0.0%	0.4%	3.4%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	30	3	0	2	35	29	8	0	2	39
	10.0%	2.7%	0.0%	0.2%	2.7%	9.0%	6.6%	0.0%	0.2%	2.6%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	10	0	0	0	10	13	0	0	0	13
	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
11. 3,000万円以上	8	0	0	0	8	10	0	0	0	10
	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%
合計人数	301	110	47	849	1,307	322	122	49	991	1484
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社 上段:人数 下段:比率	2017年					2018年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	1	0	2	18	21	0	3	5	21	29
	5.3%	0.0%	100.0%	30.5%	22.1%	0.0%	13.6%	83.3%	26.3%	23.0%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	5	0	24	29	1	6	0	40	47
	0.0%	33.3%	0.0%	40.7%	30.5%	5.6%	27.3%	0.0%	50.0%	37.3%
3. 500万円以上～ 750万円未満	4	5	0	9	18	3	8	1	10	22
	21.1%	33.3%	0.0%	15.3%	18.9%	16.7%	36.4%	16.7%	12.5%	17.5%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	4	3	0	4	11	3	4	0	6	13
	21.1%	20.0%	0.0%	6.8%	11.6%	16.7%	18.2%	0.0%	7.5%	10.3%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	2	1	0	0	3	3	1	0	0	4
	10.5%	6.7%	0.0%	0.0%	3.2%	16.7%	4.5%	0.0%	0.0%	3.2%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	0	0	0	3	3	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	2.4%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	3	0	0	0	3	4	0	0	0	4
	15.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	10.5%	0.0%	0.0%	1.7%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	1	1	0	0	2	2	0	0	0	2
	5.3%	6.7%	0.0%	0.0%	2.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2
	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
合計人数	19	15	2	59	95	18	22	6	80	126
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(大会社/大会社以外別)

大会社 上段:人数 下段:比率	2017年					2018年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	1	3	7	78	89	1	4	8	76	89
	0.3%	3.1%	16.3%	9.9%	7.3%	0.3%	4.0%	19.5%	8.3%	6.5%
2. 200万円以上～ 500万円未満	5	14	20	345	384	6	11	15	401	433
	1.7%	14.6%	46.5%	43.6%	31.3%	1.9%	10.9%	36.6%	44.0%	31.6%
3. 500万円以上～ 750万円未満	24	18	11	242	295	27	19	8	263	317
	8.1%	18.8%	25.6%	30.6%	24.1%	8.5%	18.8%	19.5%	28.9%	23.2%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	38	15	3	73	129	42	17	3	99	161
	12.9%	15.6%	7.0%	9.2%	10.5%	13.3%	16.8%	7.3%	10.9%	11.8%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	51	17	1	25	94	60	19	5	37	121
	17.3%	17.7%	2.3%	3.2%	7.7%	19.0%	18.8%	12.2%	4.1%	8.8%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	55	4	1	17	77	45	8	2	18	73
	18.6%	4.2%	2.3%	2.1%	6.3%	14.2%	7.9%	4.9%	2.0%	5.3%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	36	7	0	7	50	43	7	0	11	61
	12.2%	7.3%	0.0%	0.9%	4.1%	13.6%	6.9%	0.0%	1.2%	4.5%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	35	14	0	2	51	37	8	0	4	49
	11.9%	14.6%	0.0%	0.3%	4.2%	11.7%	7.9%	0.0%	0.4%	3.6%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	30	4	0	2	36	30	8	0	2	40
	10.2%	4.2%	0.0%	0.3%	2.9%	9.5%	7.9%	0.0%	0.2%	2.9%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	10	0	0	0	10	13	0	0	0	13
	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
11. 3,000万円以上	10	0	0	0	10	12	0	0	0	12
	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
合計人数	295	96	43	791	1,225	316	101	41	911	1369
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

大会社以外 上段:人数 下段:比率	2017年					2018年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	2	0	1	35	38	0	1	6	45	52
	8.0%	0.0%	16.7%	29.9%	21.5%	0.0%	2.4%	42.9%	28.5%	21.8%
2. 200万円以上～ 500万円未満	1	7	5	67	80	2	10	6	88	106
	4.0%	24.1%	83.3%	57.3%	45.2%	8.3%	23.8%	42.9%	55.7%	44.5%
3. 500万円以上～ 750万円未満	9	10	0	12	31	8	20	2	22	52
	36.0%	34.5%	0.0%	10.3%	17.5%	33.3%	47.6%	14.3%	13.9%	21.8%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	5	4	0	3	12	6	5	0	1	12
	20.0%	13.8%	0.0%	2.6%	6.8%	25.0%	11.9%	0.0%	0.6%	5.0%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	6	5	0	0	11	4	3	0	2	9
	24.0%	17.2%	0.0%	0.0%	6.2%	16.7%	7.1%	0.0%	1.3%	3.8%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	0	2	0	0	2	1	3	0	0	4
	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	1.1%	4.2%	7.1%	0.0%	0.0%	1.7%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.6%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	25	29	6	117	177	24	42	14	158	238
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 20-4 常勤監査等委員の月額報酬レベル

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(全体、上場/非上場別)

上段:人数 下段:比率	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2017年	2018年										
1. 取締役社長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	4	3	0	1	2	2	0	1	2	1	0	0
	1.2%	0.8%	0.0%	0.5%	0.6%	0.6%	0.0%	0.5%	8.3%	5.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	38	42	9	4	38	38	9	4	0	4	0	0
	11.3%	11.6%	4.6%	1.9%	12.1%	11.1%	5.3%	2.2%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
5. 取締役	110	122	28	29	103	121	23	28	7	1	5	1
	32.6%	33.7%	14.4%	13.4%	32.9%	35.4%	13.5%	15.1%	29.2%	5.0%	20.0%	3.3%
6. 執行役員	100	100	24	24	93	95	23	24	7	5	1	0
	29.7%	27.6%	12.3%	11.1%	29.7%	27.8%	13.5%	12.9%	29.2%	25.0%	4.0%	0.0%
7. 部長	58	63	48	54	53	59	42	48	5	4	6	6
	17.2%	17.4%	24.6%	25.0%	16.9%	17.3%	24.7%	25.8%	20.8%	20.0%	24.0%	20.0%
8. その他	27	31	86	104	24	26	73	81	3	5	13	23
	8.0%	8.6%	44.1%	48.1%	7.7%	7.6%	42.9%	43.5%	12.5%	25.0%	52.0%	76.7%
合計人数	337	362	195	216	313	342	170	186	24	20	25	30
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(大会社/大会社以外別)

上段:人数 下段:比率	大会社				大会社以外			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年
1. 取締役社長	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	2	3	0	1	1	0	0	0
	0.7%	0.9%	0.0%	0.6%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	33	41	8	4	0	1	0	0
	11.7%	12.4%	7.1%	2.5%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%
5. 取締役	94	119	19	24	6	3	6	5
	33.2%	36.0%	16.8%	14.8%	24.0%	9.7%	19.4%	9.4%
6. 執行役員	86	93	19	19	7	7	4	5
	30.4%	28.1%	16.8%	11.7%	28.0%	22.6%	12.9%	9.4%
7. 部長	50	49	28	42	6	14	11	12
	17.7%	14.8%	24.8%	25.9%	24.0%	45.2%	35.5%	22.6%
8. その他	18	25	39	72	5	6	10	31
	6.4%	7.6%	34.5%	44.4%	20.0%	19.4%	32.3%	58.5%
合計人数	283	331	113	162	25	31	31	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

IV 会社法改正の影響について

問 21-1 責任限定契約①(定款における規定の有無)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 社外役員のみを対象とした規定を設けている	116	154	108	140	8	14	100	131	16	22
	25.4%	30.1%	25.4%	29.8%	26.7%	34.1%	24.9%	30.3%	29.6%	28.6%
2. 社内監査等委員も対象とした規定を設けている	320	330	299	308	21	22	286	280	34	50
	70.2%	64.6%	70.2%	65.5%	70.0%	53.7%	71.1%	64.7%	63.0%	64.9%
3. 責任限定契約についての規定を設けていない	20	27	19	22	1	5	16	22	4	5
	4.4%	5.3%	4.5%	4.7%	3.3%	12.2%	4.0%	5.1%	7.4%	6.5%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・前回までは7割以上の会社で社内監査等委員も責任限定契約の対象とする規定が設けられていたが、今回は5.6ポイント減少して64.6%に留まっている。

問 21-2 責任限定契約②(実際に締結または今後締結する予定の非業務執行役員) (複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 社外取締役(監査等委員以外)	118	163	113	151	5	12	113	149	5	14
	27.1%	33.7%	27.8%	33.7%	17.2%	33.3%	29.3%	36.3%	10.0%	19.4%
2. 社内取締役(監査等委員以外)	47	48	44	46	3	2	43	38	4	9
	10.8%	9.9%	10.8%	10.3%	10.3%	5.6%	11.1%	9.2%	8.0%	12.5%
3. 社外非常勤の監査等委員	394	442	369	412	25	30	351	375	43	67
	90.4%	91.3%	90.7%	92.0%	86.2%	83.3%	90.9%	91.2%	86.0%	93.1%
4. 社外常勤の監査等委員	109	110	100	98	9	12	87	74	22	35
	25.0%	22.7%	24.6%	21.9%	31.0%	33.3%	22.5%	18.0%	44.0%	48.6%
5. 社内非常勤の監査等委員	36	31	33	27	3	4	31	24	5	6
	8.3%	6.4%	8.1%	6.0%	10.3%	11.1%	8.0%	5.8%	10.0%	8.3%
6. 社内常勤の監査等委員	180	182	169	170	11	12	169	166	11	16
	41.3%	37.6%	41.5%	37.9%	37.9%	33.3%	43.8%	40.4%	22.0%	22.2%
7. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	16	16	14	14	2	2	13	13	3	3
	3.7%	3.3%	3.4%	3.1%	6.9%	5.6%	3.4%	3.2%	6.0%	4.2%
8. その他	1	4	1	4	0	0	0	4	1	0
	0.2%	0.8%	0.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	2.0%	0.0%
回答社数	436	484	407	448	29	36	386	411	50	72

・すべての会社区分において「3. 社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から0.9ポイント増加して91.3%となっている。2番目に多いのが「6. 社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から3.7ポイント減少して37.6%となった。また、3番目に多いのが「1. 社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で前回から6.6ポイント増加して33.7%であった。

・「1. 社外取締役」は監査役(会)設置会社で72.4%、「1. 社外取締役(監査委員以外)」は指名委員会等設置会社で80.5%と責任限定契約を締結するケースが多い(監査役(会)設置会社版問21-2、指名委員会等設置会社版問19-2参照)。

V コーポレートガバナンス・コードへの対応

問 22 コーポレートガバナンス・コードによる変化(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加	92	104	89	102	3	2	82	97	10	7
	20.2%	20.4%	20.9%	21.7%	10.0%	4.9%	20.4%	22.4%	18.5%	9.1%
2. 取締役会における審議案件の絞り込み	156	120	151	118	5	2	148	112	8	8
	34.2%	23.5%	35.4%	25.1%	16.7%	4.9%	36.8%	25.9%	14.8%	10.4%
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充	133	104	130	101	3	3	126	98	7	6
	29.2%	20.4%	30.5%	21.5%	10.0%	7.3%	31.3%	22.6%	13.0%	7.8%
4. 特に変化はない	150	216	147	212	3	4	129	173	21	43
	32.9%	42.3%	34.5%	45.1%	10.0%	9.8%	32.1%	40.0%	38.9%	55.8%
5. 非上場であり該当しない	20	33	0	1	20	32	6	15	14	17
	4.4%	6.5%	0.0%	0.2%	66.7%	78.0%	1.5%	3.5%	25.9%	22.1%
6. その他	32	49	32	48	0	1	31	44	1	5
	7.0%	9.6%	7.5%	10.2%	0.0%	2.4%	7.7%	10.2%	1.9%	6.5%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・「4. 特に変化はない」は前回から9.4ポイント増加して全体で42.3%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとの回答(選択肢 1~3)の比率は、いずれも監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間位置している(監査役(会)設置会社版問 22、指名委員会等設置会社版問 20 参照)。

問 22 「6. その他」の記載例

- ・指名報酬検討会議(諮問委員会)の設置
- ・会社状況の理解の場として社外役員と社内役員の協議の場を設け率直な意見交換を行うようになった
- ・改訂された(今後改訂され得る)コーポレートガバナンス・コード内容への対応について、監査等委員会と執行側担当取締役の間で真摯に議論を重ねている。
- ・コード制定前は取締役会で審議してこなかった事項(取締役会評価、政策株式等)が、取締役会の審議事項となった。

問 23 監査等委員会の実効性評価(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2017年	2018年								
1. 監査等委員会で自己評価アンケートを実施し、結果を公開している	17	17	17	17	0	0	17	15	0	2
	3.7%	3.3%	4.0%	3.6%	0.0%	0.0%	4.2%	3.5%	0.0%	2.6%
2. 結果は非公開だが、監査等委員会で自己評価アンケートを実施している	30	25	29	23	1	2	27	23	3	2
	6.6%	4.9%	6.8%	4.9%	3.3%	4.9%	6.7%	5.3%	5.6%	2.6%
3. 自己評価アンケートは実施していないが、監査等委員会でチェックリストに基づき自己評価している	10	27	9	25	1	2	7	22	3	5
	2.2%	5.3%	2.1%	5.3%	3.3%	4.9%	1.7%	5.1%	5.6%	6.5%
4. 特段の評価はしていないが、期末や期初の監査等委員会で前期の監査活動を振り返り、将来の監査に向けて意見交換をしている	169	181	159	170	10	11	148	155	21	26
	37.1%	35.4%	37.3%	36.2%	33.3%	26.8%	36.8%	35.8%	38.9%	33.8%
5. 特段の評価はしていないが、年間を通じた監査活動の中で随時実効性について検証している	150	174	144	160	6	14	134	144	16	30
	32.9%	34.1%	33.8%	34.0%	20.0%	34.1%	33.3%	33.3%	29.6%	39.0%
6. 評価を意識した活動は行っていない	131	141	117	123	14	18	111	115	20	25
	28.7%	27.6%	27.5%	26.2%	46.7%	43.9%	27.6%	26.6%	37.0%	32.5%
7. その他(具体的にご記入ください)	12	14	11	14	1	0	12	14	0	0
	2.6%	2.7%	2.6%	3.0%	3.3%	0.0%	3.0%	3.2%	0.0%	0.0%
回答社数	456	511	426	470	30	41	402	433	54	77

・何らかの形で評価を意識した活動が行われている会社は全体の約7割であるが、自己評価そのものを実施している会社はごく少数に留まっている。傾向としては監査役(会)設置会社とほぼ同様である(監査役(会)設置会社版問23、指名委員会等設置会社版問21参照)

問 23 「7. その他」の記載例

- ・監査等委員と社外取締役にて評価委員会を設置し、取締役全員に対するアンケートを実施し分析評価に努めている。結果は取締役会に報告している。
- ・監査等委員会の実効性評価は、設問と○△×選択方式で構成されるフォーマットを監査等委員会で作成し、執行系取締役から評価をもらっている。同じように執行系取締役も実施したら良いのではないかと提案でもある。
- ・取締役会の実効性評価の自己評価アンケートの中で、監査等委員会も含めたガバナンスについて自己評価している。

以上